

Title	足柄裁判所旧蔵「新律条例」考(二・完): 改定律例の草案と覚しき文書について
Sub Title	A study on the draft of Japanese Criminal Codes of 1873 (2, end)
Author	藤田, 弘道(Fujita, Hiromichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1973
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.46, No.3 (1973. 3) ,p.64- 99
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19730315-0064">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19730315-0064</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

足柄裁判所旧蔵「新律条例」考(二・完)

— 改定律例の草案と覚しき文書について —

藤 田 弘 道

- 一 はしがき
  - 二 改定律例の編纂経過
  - 三 「新律条例」と改定律例
  - 四 新律条例の特徴……………以上前号
  - 五 「新律条例」と足柄裁判所……………以下本号
  - 六 むすび
- 付、足柄裁判所旧蔵「新律条例」

五 「新律条例」と足柄裁判所

この節において考察したいことは、足柄裁判所が新律条例を転写した経緯および目的についてである。つまり、本書「新律条例」の成立事情を、可能な限り明らかにするのが本節の狙いである。

そのためには、まず足柄裁判所そのものについて概観しておく必要があろう。

足柄裁判所の歴史は、明治五年八月十二日、太政官が足柄県(1)ほか七県に裁判所を設置することを司法省ならびに関係各県へ達示したことにより始まった。これを受けた司法省と足柄県は、恐らくは互に緊密な連絡をとりながらであつたと思われるが、その開設準備に努め、裁判所を「仮庁東南突出ノ一隅」に設けるとともに、同裁判所長権少判事佐久間長敬を初め司法省官員の派遣も完了した。

この司法省官員の派遣について注意さるべきは、本省からばかりでなく、当時足柄県の官員で司法省転属となつてそのまま在勤したのもあつたということである。岡田直臣(2)、浅田耕(3)、河野儀國、安

原吉<sup>(10)</sup>の四人がそれである。この四人は、いずれも明治五年八月二十五日付で足柄県から司法省へ転属となつたが、もとは聴訟課にあつて聴訟断獄の事務を執つていたものと思考せられる。恐らく事務引き継ぎを円滑にするためと人員の不足からとられた措置であらう。<sup>(13)</sup>

該四人が足柄裁判所在勤を命ぜられたことは、記録のどこにもみえないが、「司法省日誌」によると、明治七年十月三日には安原が、翌八年一月四日には岡田が、その四日後の八日には河野が、いずれも「足柄在勤」を解かれて転出しているから、発足当初よりそこにいたことは推断してよいと思ふ。浅田については何もみあたらないが、「司法省日誌」が刊行され出したのは、明治六年一月二日付の記事からであり、しかもその後においても一時刊行の停止等があつて完全ではないから、この間に異動があつたとも考えられる。<sup>(14)</sup>  
なお、岡田、安原については、この「司法省日誌」以外の資料、つまり足柄裁判所が司法省に宛て出した伺によつても、その在勤を確認することができる。例えば、岡田については、明治六年四月二十八日付の擬律伺等により、安原については、明治六年三月五日付の擬律伺添付の裁判記録等により、それぞれ明らかである。<sup>(15)</sup>  
かくして、裁判所開設の準備はなり、いよいよ来る九月二日より事務が執行されることとなつた。そのことは、裁判所から県に宛てた「掛合書」によつて明らかである。<sup>(16)</sup>

明後二日ヨリ当裁判所ニテ聴訟断獄御用取扱候ニ付御管下ニ御触渡可有之。豆州表ノ饑ハ葦山ニ出張所相設申候。此段及御達候也

足柄裁判所旧蔵「新律条例」考

壬申八月晦日

足柄県御中

佐久間権少判事  
(句点引用者)

ここに、従来県の聴訟課において取り扱われてきた聴訟断獄の事務は、裁判所へ引き渡されたのである。<sup>(20)</sup>

こうして、足柄裁判所は実質的にも発足し、それは明治九年四月二十七日まで存続した。すなわち、この月の十八日、足柄県が布告第五十三号をもつて廃せられ、伊豆国は静岡県へ、相模国は神奈川県へ合併されたのに伴ない、裁判所もまた廃せられ、「其裁判所事務相模国ニ関スル分ハ神奈川県ニ関スル分ハ静岡県ニ引渡」すことになつたからである。<sup>(21)</sup>

以上が、足柄裁判所の概略である。これについての詳しい考察は、別の論稿(仮称「府県裁判所設置の一瞥——足柄裁判所の場合——」)を用意しているのでそれに譲ることとし、ここでは本節の主題に関するであろうと思われる事柄を中心にして述べてきたつもりである。この点を了とせられたい。

さて、そこで、この結果を踏まえて、新律条例が足柄裁判所の手によつて転写された経緯について考えてみることにしよう。

まず、その前提としていえることは、新律条例が司法省において編纂されている事実を知つていえることが必須である。次には、それを転写し得る状況にあることが肝要である。さらには、それを転写することによつて得られる利点が十分に認識せられていることも、また欠かせない条件である。

本書「新律条例」が成るに至つたについては、この三条件が總て満たされた結果と思考せられる。しからば、それはどのような場合において可能となるであらうか。

その第一は、佐久間長敏の線である。佐久間は、明治五年二月二十七日、左院少議生となり、その八月九日には、司法権少判事に任ぜられ、その後しばらくして、足柄裁判所長として在勤を命ぜられ、足柄に赴任してきた人物である。新律条例の太政官奏進は、佐久間が司法省に移つて間もないころであり、その事実を知つていた可能性は大いにある。また、佐久間ならこの種のものが裁判を行なう上でいかに役に立つかを充分に認識したに相違ない。そのことは、旧幕時代、十九歳のときより吟味方与力として長く勤め、最後には町奉行支配調役兼勤になつた佐久間の履歴が雄弁に物語つてゐる。さらに、佐久間であれば、左院でも司法省でも転写は可能であつたであらう。なお、転写の時期は、赴任の前とも後とも考えられるが、そのことはあまり問題にする必要はないと思ふ。

因みに、佐久間と司法卿の江藤新平とは、慶応四年五月の大総督府への町奉行所引き渡しの一件以来面識があつた可能性がある。何故なれば、佐久間は、この引き渡しに際しては、筆頭与力として南町奉行所を総轄してその整理にあたり、与つて力があつたし、江藤は、それを接収する側の江戸鎮台判事であつたからである。その後、それを接収する側の江戸鎮台判事として、共々江戸の市政を担つていたので、ここでも両者は接する機会があつたと思われ

る。しかし、想像を逞しくすると、佐久間の左院および司法省への任官も江藤の推挽によるところが大きかつたのではないだろうか。佐久間の左院任官は江藤がその副議長をしていたときであるし、司法省任官の場合も江藤が司法卿のときである。また、佐久間は、明治六年十二月二十八日、「依願免本官(但、位)となつたが、その理由も「征韓論」であつたといわれる。ただし、佐久間自身は、「病ニ依て職を辞したり」と書き残している。

その第二は、杉本芳照の線である。杉本は、明治四年十一月十三日、足柄県の設置と同時に権参事となつて赴任し、同五年六月九日、司法省六等出仕を仰せつけられて転出、同省においては明法寮に籍を置き、同年八月五日、司法中検事に任ぜられた人物である。一方、足柄裁判所には、前述したごとく、もと杉本の下僚であつた岡田、安原、河野、浅田の四人が在勤していた。つまり、杉本が新律条例の編纂を知り、これがかつての下僚に教え転写させたという線である。

その第三は、叙上の二つを組み合せることによつて得られる線である。例えば、新律条例が編纂されているのを知り、それを転写しようとして計画したのは佐久間であつたが、その実施にあつては、岡田等を通じて杉本に便宜を計らつてもらつたという類である。

以上、私は、新律条例が足柄裁判所の手によつて転写された経緯につき、当時の足柄裁判所をとりまく状況からそれと推測される線を描つてみた。事実をもつと他にあるかも知れないが、それを語る資料がない現状では、この程度で私としては満足せざるをえなかつた。次に、新律条例がいかなる目的で転写されたかについて考察して

みたいと思う。

その答えは、先に少し触れたが、これを有することが裁判の執務上極めて便利である、という一言に尽きると思う。

第二節で言及したごとく、新律綱領は、新政府草創時の暫定の法として編纂されたもので、不備な点が極めて多かつた。その結果、改正・追加が頻繁に行なわれ、どれが現行法か把握することが困難となつてきた。そのような状況にあるとき、新律条例を有することは、正に旱天に慈雨を得たようなものである。

本書「新律条例」に、先述したごとく、条文の頭に現行法であることを示す朱の丸印が付され、また字句の訂正ないし条文に疑義が存する場合は付箋が貼られ、さらに朱で「改正可削」とか、「号外此案實際ニ用ヒテ宜シ」といつた文言の書き入れがみられることは、本書がいかなる目的をもつて転写されたものであるかを如実に物語っている。

なお、この書き入れは、その時期を確定できるから、これによりその下限を求めると、明治六年三月十七日となる。すなわち、新律条例第七十九条「凡犯罪假令ハ流シ三等ハ贖罪ニ該リ答一十八的決ニ該ル者ニ罪並発スルハ一ノ的決ヲ以テ重ト為シテ論ス」には、朱筆にて欄外に「改正可削」という書き入れがある。これは、明治六年三月十八日布告第百十一号の「二罪俱発以重論律例(中略)別紙ノ通創定候条此旨相違候事」を受けてとられた措置と推定される。因みに、別紙は次の通りであつた。

二罪俱発以レ重論律例明治六年三月十七日定

凡罪ヲ犯シ的決贖罪並発スルニ罪各等キ者ハ一ノ的決ヲ以テ論ス若シ贖罪の決ヨリ重キ者ハ重キニ從ヒ贖罪ニ処ス士族ノ破廉恥甚ヲ犯ス者ハ此例ヲ用ヒス

この事實は、「新律条例」が少なくとも右の時点までは擬律にあり實際に使用せられていたことを示している。

右の時点は、「新律条例」の次の使用例により、もう少し下げるこ  
とができる。明治六年三月二十九日付の擬律伺は、左のごとくい  
う。(33)

相模国愛甲郡上荻野村農

神崎 逸次郎

右者別紙罪案之通ニ付病症事實検事局ニオイテ探索ヲ遂候処相違無之。依テ放火附例第二百八十四条ニ照シ杖九十。癡疾収贖法ニ依テ金二円五十五錢可申付哉。瘋癲人罪ヲ犯ス者ハ伺出ヘキ旨京都府へ御差圖之趣モ有之候ニ付擬律奉伺候也

明治六年三月廿九日

司法権小判事 佐久間長敬

(傍点、句点引用者)

ここには、「新律条例」第二百八十四条「凡放火シテ故ラニ自己ノ房屋焼ク者ハ杖九十云々」の適用がはつきりと看取され、これにより實際の使用例の下限は二十九日まで下がる。恐らくは改定律例が頒布されるまで、この「新律条例」は實際に使用せられていたものであろう。

因みに「新律条例」が実際に使用せられた最も早い例は、明治五年十月二十四日付の足柄裁判所「御仕置伺書」<sup>35)</sup>である。すなわち、この伺は、石綿喜三郎なる者が持兇器強盗および博奕の罪を犯し、「斬罪可申付処、隣獄ニ罷在候浅吉其外ノ者共破牢相企候ヲ及承期ニ先子其筋へ申立候儀ニ付、一等ヲ減シ準流十年可申付哉」(説点引用者)というものであるが、これは新律条例第三百一条の規定を踏まえて擬律されたものと推定し得る。この伺に対して、司法省が同条を引用して、

賊盜律

横山 三輪田

持兇器強盜一十兩以上斬

新條例

凡夥党糾合シ越獄スルニ從ハス実ニ搦テ首報シ因テ罪囚即時擒獲シ脱走ヲ致サ、ルヲ得ル者本罪ニ一等ヲ減ス

伺之通

准流十年 耻金二十兩余

石綿 喜三郎

窃盜罪ハ輕キニ依リ除棄ス

大草

長岡

清岡公張

なる指令を与たのは、当然といえば当然であつた。

右に引例した二つの伺は、いずれも「新律条例」が擬律にあつて使用せられたことを示している。転写の目的が奈辺にあつたかは、これによつても明らかである。

しかして、前掲<sup>35)</sup>「定案 條例輯録」もこれと同一の効果を齎らすものであるから、やはり同じ目的をもつて転写されたものと思考せられる。本書が何を原本とするかについては定かでないが、ここに「輯録」<sup>36)</sup>されている伺と指令は、「諸府伺」、「諸県伺」中にみることができない。このことから、本書の原本をこれらの書に擬する向もあるかもしれないが、その編纂が成つたのは本書よりずっと後であるから、かかる擬定は絶対に不可能である。むしろこの「定案 條例輯録」の方が、これらの伺のもつた姿に近く、その綴り込みが本書の原本といふことにならう。<sup>38)</sup>なお、本書が「輯録」する文書は、年月日の明らかなきところでは明治五年八月十八日付「東京裁判所起案」を下限としてゐる。これは転写の時期を推定する有力な目安とならう。

足柄裁判所が司法省に対して出した明治五年十月二十八日付の「断刑之儀ニ付伺」<sup>40)</sup>は、「定案 疑問 條例輯録」が擬律にあつて使用せられたことを物語つてゐる。

すなわち、この伺は、「京都府並元韭山県伺ニ里正村長ハ等外吏ニ准シ私罪ヲ犯ス節モ等外吏ニ准シ取扱可申旨御指揮」があつたが「岐阜県伺ニハ公罪ハ等外吏ヲ以テ論シ私罪ハ本籍ヲ以テ論スヘシト御指揮」があつた、これがため「聊齟齬可仕哉ト懸念仕居候」、よつて、右の三伺を相添え念のため伺うといふものであつたが、ここに添付された京都府伺と岐阜県伺は、「定案 條例輯録」が「輯録」するところのものである。<sup>41)</sup>また、残る一つの韭山県伺は、恐らく足柄裁判所が足柄県から事務引き継ぎを行なつた際その中に含まれていたものと推測される。因みに、この伺に対する司法省の指令は、

戸長私罪ヲ犯スモ等外吏ニ準シ今般御布告ノ官吏私罪贖例ニ照シ  
処断ス可シ

村岡 渋谷  
水本 小原

なるものであつた。

- (1) 足柄原は、明治四年十一月十四日に設置され、その県庁は小田原に置かれた。しかして、その管轄区域は、相模國のうち足柄上郡、足柄下郡、高座郡、大住郡、愛甲郡、陶糠郡、津久井郡の七郡と伊豆國一円であつた（法令全書「明治四年、第五百九十四、布告、三九一—三九八頁所収」）。つまり、足柄原は、「旧小田原荻野山中島山六浦佐倉生夷韭山ノ七県及ヒ神奈川縣ヨリ分屬スル所ノ土地人民ヲ交収」して成つたのである（「神奈川縣史附録 旧足柄原之部 政治之部、県治、一葉裏」）。
- (2) 木更津、新治、栃木、茨城、印旛、群馬、宇都宮の七県。
- (3) 明治五年八月十二日司法省ならびに叙上八県へ達（法規分類大全第一編 官職門十三 官制 司法省二）一八五頁所収。なお、これより七日前の八月五日、太政官は、神奈川、入間、埼玉の三県に裁判所を設置することを命じていた（同上）ので、ここに前年度設けられた東京裁判所と併せ、関東一府十一県には總て裁判所が置かれることになつたわけである。
- (4) 前掲・明治五年八月十二日足柄等八県へ達には、「委細ノ儀ハ司法省（可承合事）」とあつた。
- (5) 足柄原は、別に庁舎を建築することなく、依然として旧小田原縣の跡すなわち旧城二ノ丸にして當時陸軍省の所轄であつた地を借り受け、仮庁としていた（前掲「神奈川縣史附録」政治之部、県治、一葉裏

足柄裁判所旧蔵「新律條例」考

および八葉裏。なお、「明治小田原町誌」巻ノ一、にはこの庁舎の略図が収録されている。

- (6) 前掲書、一〇葉裏。因みに、その明呈は、建坪が百四坪七合一仄、うち二十九坪新建であつた（同上、一一葉裏）。
- (7) 前掲の「神奈川縣史附録」や「明治小田原町誌」等の比較的目的に触れ易い書には、単に「佐久間權少判事」とあるだけで、それが何人であるか明らかでないが、足柄裁判所が司法省に対して送付した各種の伺例えば、明治五年十月十二日付伺（「諸県口書雜記」明治六年、（三十五、第九百八十七号）、同月二十八日付「断刑之儀ニ付伺」（各裁判所伺留）自明治五年、（一）、第十七号）、翌十一月十日付伺（「司法省日誌」明治六年、第三十五号、一〇頁）等々によつて、佐久間長教であつたことが判明する。
- (8) 岡田は、天保十二年五月生れで、通称三郎といひ、「足柄県下豆州田方郡金谷村平民」である（前掲「神奈川縣史附録」官員履歴、二八葉。岡田の官歴は、代官所「華山詰手代」に始まり（「羽山詰編」江川坦庵全集、中巻、四九三頁）、明治元年十月には華山縣知事江川太郎左衛門下吏、翌二年四月には調役補となり（上掲「官員履歴」、同年七月官制改革と同時に権大属に任ぜられ、社寺・租稅・開拓・鉱山・刑法を掌つた（同上ならびに上掲「江川坦庵全集」四三三七頁）。華山縣が廃されて足柄縣となるや、岡田もそこに移り、同五年二月には十一等出仕となり、同年八月十五日には大属に任ぜられていた（上掲「官員履歴」）。
- (9) 浅田は、「静岡縣士族」で、通称耕藏といひ、明治四年十一月足柄縣十二等出仕となり、翌五年八月十五日には権大属に任ぜられていた。年齢は当時三十九歳（前掲書「官員履歴、四五葉」）。
- (10) 河野は、「足柄県下平民」で、通称を政太郎といひ、華山代官所においては農兵教示方を勤め（前掲「江川坦庵全集」四九四頁）、華山縣においては少属として戸籍・刑法・庶務を掌つた（同上、四三八頁）。並

山県が薦されて足柄県となるや、足柄県十二等出仕を申しつけられ、翌五年八月十二日には十二等出仕となつていた。年齢は三十三歳(前掲書・官員履歴、五三葉)。

(11) 安原は、「旧幕臣にして純粹の江戸ッ兒」で(伊東圭一郎「東海三州の人物」附録、一六頁)、安原光政の男、通称を四郎といい、明治五年二月足柄県十二等出仕、同年八月十二日には十一等出仕を申しつけられていた。年齢は二十二歳(前掲書・官員履歴、五四葉)。

(12) 前掲「神奈川県史附録」官員履歴、各人の項。なお、岡田は中解部として、浅田は権中解部として、河野・安原は十一等出仕として転属になつたのである。

(13) 明治五年八月二十四日司法省伺は、

此度各県へ裁判所被設置候ニ付テハ職務定期ニ依リ所長判事在勤可申付ノ所七十余所へ可遣判事撰用イタン候儀一時難行届付テハ裁判所取建候各県ニ於テ其以前其地方陳訟断獄課受持候典事権典事間ヲ以テ当省職員解部ニ任シ其裁判所ノ事務取扱申付置追々人員撰挙ノ上夫々出張申付度存シ候(以下略)

という(太政類典第二編自明治四年八月至同十年十二月第十七卷、第一類、官制四、文官職制四、十二、および「法令全書」明治五年、一三六一―一三六二頁所収)。これは、判事について述べたものであるが、それ以下についてもやはり事情は同じであつたと思われる。

(14) 安原については、明治七年第五百五十八号、九頁、岡田については、明治八年第一号、一頁、河野については、同年第六号、一九頁、因みに、この三人のこれ以降の履歴につき述べておくと、次の通りである。

なお、河野と安原は、これより先き明治七年四月七日に権中解部に任せられていた(「司法省日誌」明治七年、第六十六号、一頁)。

まず、安原であるが、彼は明治九年三月十五日、東京上等裁判所詰三級判事補から高知裁判所在勤を申しつけられている(「司法省日誌」明治

九年、第三十二号、一九頁)。その後の安原の履歴については、伊東・前掲書によりその大体をすることが出来る。すなわち、それによれば、安原は高知裁判所のもと「京都地方裁判所判事となり明治十四年静岡地方裁判所長として来任せり。氏の静岡生活は爾来十有七年の久しきに亘り、(中略)、廿九年新潟地方裁判所長に転じ、幾許もなく辞して弁護士となり市会議長に推薦せらる。後ち再び官場の人となり、上京して大審院に入る。卅六年の総選挙には新潟市民の熱望歎だし難く無競争の条件を以て立候補を承諾せり。(中略)、然るに政友会一派の策士が氏が密に静岡より野心ありと言触らし選挙区に於て一閃着を起せしかば氏は憤然として立候補の声明を取消したり。而して卅九年再び第二の故郷たる静岡に來つて弁護士となる。」とある。この書の刊行は大正三年であるから、没年はこれ以降ということになる。

岡田は、再び足柄県へ中風として転任したわけであるが、その後の履歴についてはあまり明らかでない。ただ、明治十二年三月十七日君沢田方郡長に就任し、在職七年六ヶ月をもつて、明治十九年八月転出したことが判明しているだけである(「静岡県田方郡誌」二二三頁)。

河野については、転出後間もない一月二十二日に、臨時御用につき大坂裁判所へ出張を申しつけられた(「司法省日誌」明治八年、第十二号、一三頁)ことがわかっているほかは、一切詳らかでない。

(15) 明治五年十一月二十六日司法省より正院に対して出された届には、日誌を明治六年一月四日から公布するとある(「法令全書」明治五年、一三九四頁所収)。なお、本日誌刊行の顛末については、沼前掲書、六八二―六八三頁参照。

(16) 刊行の停止は、明治六年二月十四日分より七月九日分までと同年十月一日分よりその年の終りまでの二回である。前者については、その理由が再刊第一号の「司法省日誌」明治六年後第一号表紙裏に述べられており、それが改定律例の頒布のためであつたことがわかるが、後者の理



由については詳らかでない。

(17) 「諸県口書賦書簿」(明治六年)、(九)、第百七十七号。

(18) 「諸県口書賦書」(明治六年)、(十九)、第四百七十八号。

(19) 「神奈川県史附録(旧足柄県之部) 制度之部、刑法、一〇一—一葉所収。  
神奈川兵制刑法」

(20) 前掲書、一四葉表。なお、ここには「五年七月足柄裁判所ヲ置キ」とあるが、これが八月の誤りであることはいうまでもない。

(21) 「法令全書」(明治九年)、四三頁所収。

(22) 明治九年四月二十七日司法省ヨリ足柄裁判所へ達(前掲「法規分類大全第一編 官職門十三」一八七頁所収)。

(23) 佐久間については、かつて小山松吉氏が、佐久間の実弟にして司法保護事業の功労者たる原胤昭氏より資料の提供を得て、「佐久間長敬の略歴」(「法曹会雑誌」第三卷第四号所収)をものされておられ、また私も別の論稿で詳述したいと考えているので、ここではごく簡単に触れておくだけにしたい。

佐久間は、天保十年、代々(江戸)町奉行組与力を勤めてきた佐久間家の長男として生れ、幼名を弥大吉と称した(小山・前掲書、嘉永三年一月二十八日、十二歳のとき、祖父の勤功により、「御番諸役無足見習被仰付」れ(佐久間長敬「嘉永日記抄」まえがき、「江戸」第三卷第三編所収)、同五年七月二十一日には、祖父御暇相願ひ跡御番代御抱入被仰渡是より本勤とな)り(同上)。佐久間家八代目の当主となつた(日比谷図書館所蔵「佐久間長敬講演・江戸町奉行所の創立と廃止」。しかして、十九歳に至つて、吟味方に昇進し、その後は、「司法行政警察等の職を多く兼動し」(佐久間長敬「佐久間長敬任官略歴」、東京都公文書館所蔵「佐久間氏遺稿」三、警察、所収)、慶応四年三月には、奉行・支配組頭・勤方に次ぐ地位である支配調役兼勤となつた(小山・前掲書)。ここにおいて、佐久間は「維新」を迎え、同年五月、町奉行所を大総督府に引き渡すに際しては、筆頭与力としてその任にあたり、町奉行所が廃せ

足柄裁判所旧蔵「新律条例」考

られて市政裁判所となつた後も、鎮台府の命により引き続き勤務し(同上、南裁判所調役与力兼帯として指導的役割を果たした(「東京府史料府治一」四八葉表。その後、大蔵省、文部省、左院を歴任し(小山・前掲書。なお、佐久間が大蔵省、文部省に奉職したについては、資料的に確認できなかった。足柄裁判所転出後は、名東県におけるいわゆる「血税一揆」と呼ばれる民衆騒擾事件に対する出張臨時裁判所長を勤めたりした(「太政官日誌」明治六年、第百十三号、二頁。および、第百四十八号、四頁)が、明治六年十一月、職を辞して野に下つた。晩年は、徳川時代の江戸市政の研究に関心が向けられ、その著述と講演が彼の日課であつたようである。没年は、大正十二年一月、享年八十五歳であつた(小山・前掲書。なお、佐久間の著作については、佐久間長敬著、南和男校注「江戸町奉行事項問答」の南氏の解題を参照せられたい。

(24) 「任解目録」(自明治五年七月、至同年年十二月)、(六〇)、明治五年八月九日の条。

(25) 前掲書。

(26) 「江戸市政と南白」(前掲「江藤南白」上、三七三頁以下)参照。

(27) 「太政官日誌」(明治六年)、第百六十六号、六頁。

(28) 小山・前掲書。

(29) 前掲「佐久間長敬任官略歴」。なお、原胤昭氏の養子で日本青少年保護育成協会長の原泰一氏——明治十七年生れであるから佐久間の最晩年には約四十歳であつた——の談話によると、佐久間は維新政府に対して、あれは明治政府ではなく薩長政府であるとしばしば語つていたとのことである。佐久間の辞職は、このあたりにも原因があつたように思われる。御教示を賜つた原氏の学恩を謝す。

(30) 前掲「神奈川県史附録」官員履歴、六葉表。

(31) 前掲書。

(32) 「太政官日誌」(明治五年)、第五十八号、一葉裏。因みに、杉本は、

佐賀県士族で、通称を耕蔵といい、明治五年で三十五歳というから(前掲「神奈川県史附録」官員履歴、六葉表)、天保九年生れということになる。しかし、杉本は、明治四年三月十三日、伊万里県少参事となり、次に同年十一月十三日、足柄義種参事となつた(「任解目録」自明治四年八月、(四)。なお、明治四年三月にはまだ伊万里県は設置されていながら、本書の記載ではそうなつてゐるので、それに従つた。これ以降中候事になるまでについては、本文で述べた通りである。杉本のその後の官歴は、明治七年一月三十一日、権大候事に進み(同上、自明治七年一月、九)、九年頃中候事に遷り、十年候事となつて候事務局に至り、十四年には大審院判事に転じ、十五年首席判事となり、十六年四月六日死去した(大権四郎編「国民過去帳」明治之巻、一七二頁)。同月九日付の「郵便報知新聞」は、この死去を報じて、杉本「候事は兼て発狂の体ニ付病院にて治療され余ほど快復の模様ニ付已ニ帰宅し加療中の処一昨夜半ニ大声ヲ発せられてゆえ家内の人々が駆付け見しニ別ニ異りし事なかりしかば其まゝニ差置きしに昨朝見るといつの間ニ全く絶命して」いたと述べている。

(33) 「法令全書」(明治六年)、一四二一—一四三頁所収。

(34) 「諸県口書雜犯」(明治六年)、(三十一)、第九百九十三号。

(35) 「諸県口書雜犯」(明治六年)、(二十四)、第六百四十九号。なお、本同は、「司法省日誌」(明治六年)、第三号、一五—一六葉にも採録されている。

(36) 例えば、「東葉条例輯録」九六葉より一〇七葉までの間に「輯録」されている十県の同は、総て「諸県同」(明治五年)、(十)に、明治五年四月日開付の東京裁判所同は、「諸府同」(自明治四年、(四)、第二百号に、それぞれ綴り込まれている。また、右のうち残りの一つの「壬申六月四日決ス」として掲げられている記事は司法省決議であり、それは「法令全書」(明治五年)、一三九〇頁に採録されている。

(37) 沼博士は、「府県何留」等の諸何留の成立時代を、「明治十七年まではそれ以後と」考えておられる(前掲書・三五七頁)が、上記「諸県同」等についても、その体裁が全く同じであることから同様の結論となろう。この推定は、恐らくそれらの表紙に刑務局の名がみえ、「司法省記録課検印」なる朱印が押捺されていることから出されたものと思われる。刑務局なる名称は、明治十七年七月十六日の司法省達にも見えるし(前掲「法規分類大全第一編 官職門」(十三)、三四五頁)、記録課なる名称は、同十九年一月二十日の司法省達にも見え、その内示には記録課の分掌として、

- 一 省内一切ノ文書記録ヲ整理シ及ヒ之ヲ保存ス
- 二 省内一切ノ図書ヲ主管シ及ヒ其目錄ヲ整理ス
- 三 法令類聚ヲ編纂ス
- 四 (略)

とあるからである(同上、三五〇—三五三頁)。

(38) 因みに、本書表紙には、書題の下に「断刑局」なる局名がみえてゐるが、これが足柄義種所内の一局なのか、それとも転写の原本にもともと付されていたものなのか明らかでない。しかし、そのいずれであるにしても、これが「司法職務定制」に基づいたものでないことは確かである。それではこの局名を使用したものがこれ以外にないかといえは、少数ではあるが存在する。例えば、明治五年四月日開付の同は、「東京裁判所断刑局」から出されたものであるし(「諸府同」自明治四年(四)、第二百号)、同年四月日開付ならびに五月日開付の二つの同は、「裁判所断刑局」から出されたものである(同上、第二百九十九—二百一十号)。このように、「断刑局」の名を使つたものはあることにはあるが、右の東京裁判所同に付された「別紙之通裁判所断刑課ヨリ伺出候間云々」の文言からも窺えるように、それはそれほど確固とした機関ではなく、単に断刑を掌るところをかく称したとも考えられる。同様に、明治六年三月

二十九日付の足柄裁判所伺(六七頁参照)中にみえる「検事局」なるものも、単に検事が詰めているところという謂であらう。

(39) 一〇七―一〇八業所収。

(40) 「各裁判所伺留」(自明治五年至同六年) (一)、第十七号。

(41) 京都府伺とは、明治五年一月二十四日付のもので「定案 条例繕録」の六六業に所収されている。また、岐阜県伺とは、明治五年一月二十三日付のもので、同じく九七―九八業に所収されているが、日付は一月二十二日となつてゐる。

## 六 む す び

明治初期における中央政府の刑事法、すなわち仮刑律(仮律)、新律綱領、改定律例、等に関する記述ないし口述は、早くも明治十年代より着手せられていたが、それらが研究の対象となり、その編纂経過およびその内容等に本格的なメスが入られ始めたのは、昭和十年代からであつた。それは、小早川欣吾氏の前掲「刑法典及び刑事訴訟法典並びに陪審法典編纂過程」に始まり、手塚豊博士の「仮刑律の一考察」、「新律綱領編纂関係考」、「校正律例について」(いずれものちに「明治初期刑法史の研究」に所収)といつた一連の研究に至つて、それらの編纂経過については一応の集大成をみたといえる<sup>(2)</sup>。

ところが、上記刑事法のうち改定律例の編纂経過については、先学の優れた業績をもつてしても、従前の叙述の範囲を出でず、そのまま放置せられてきたといつても過言ではない。

私は、今回図らずも、手塚博士の御好意により、足柄裁判所旧蔵

の「新律条例」を研究する機会を賜つた。その結果、これまで述べてきたごとく、改定律例の草案は公布直前まで新律条例と称され、それには第一次案より第三次案(あるいはそれ以降の個々の改正案を包括して最終案ないし公布案を入れて第四次案)まであつたこと、またその第一次草案の転写本が足柄裁判所旧蔵の「新律条例」であつたこと、しかして改定律例の第一次草案時の特徴が法典としての未成熟さと量刑の極度の軽減化にあつたこと、さらには該草案が足柄裁判所の手によつて転写せられるに至つた経緯と目的等について解明することができた。このことは、私にとつて寔に幸運であつたといわざるをえない。

この拙論が、博士の学恩に報いえたかは甚だ心許ない。御寛恕を願うとともに、再度謝意を表し、擲筆したい。

(1) 例えば、天野御民「法律沿革略史」(「国制沿革略史」巻之下)、所収は、明治十年九月の発行である。そのほか、刊行年度の順に列挙すると、服部信廉編「日刑法沿革紀略」(十五年八月)、田中稔編「日本刑法沿革史」(同年十月)、木村正詳述「刑法史」(「史学協会雜誌」第一号、所収、十六年七月)、豊田竹次郎編「日本沿革史」(同年十一月)、等がある。このうち、服部・豊田両氏の編になる書は、田中氏編の書と同内容であり、田中氏はそれが「元老院書記官小田切盛徳君東京茂松法学校ニ於テ講義セラレシモノ」であると明示せられているから、右三書は小田切氏の著といえる。その後刊行されたもので小早川欣吾氏以前において最も詳しいのは、村岡・前掲書(刊行年度不明、ただし、明治廿二年五月九日納本)の印があるから、それ以前ということになる<sup>(2)</sup>である。

(2) この間における業績については、「はしがき」註(2)参照。



終身懲役	三等	二等
三十人以上及 持兇器 ヒ人ヲ傷ル者 五人以上及 持兇器 人傷スル者	不持兇器 二十円 持兇器 五円	不持兇器 十元 持兇器 五元
二百円	百円	九十円
二百円 五十円	百円 十円	百円
三百円 十元以上	百二十円 十元以下	百十元

○ 官吏贖罪例図

凡官吏公罪ヲ犯シ及ヒ過誤失錯シテ杖以下ニ該ル者ハ例ニ照シテ贖フコトヲ聽ス

例

杖	答	勅	任	奏	任	判	任
一	十	二	四	一	元	一	元
二	十	四	六	三	元	二	元
三	十	六	八	四	元	三	元
四	十	八	十	五	元	四	元
五	十	十	十二	六	元	五	元
六	十	十二	十四	七	元	六	元
七	十	十四	十六	八	元	七	元
八	十	十六	十八	九	元	八	元
九	十	十八	二十	十	元	九	元
十	十	二十	二十四	十一	元	十	元
十一	十	二十四	二十八	十二	元	十一	元
十二	十	二十八	三十二	十三	元	十二	元
十三	十	三十二	三十六	十四	元	十三	元
十四	十	三十六	四十	十五	元	十四	元
十五	十	四十	四十八	十六	元	十五	元
十六	十	四十八	五十六	十七	元	十六	元
十七	十	五十六	六十四	十八	元	十七	元
十八	十	六十四	七十二	十九	元	十八	元
十九	十	七十二	八十	二十	元	十九	元
二十	十	八十	八十八	二十一	元	二十	元

足柄裁判所旧蔵「新律條例」考

○ 官吏罰俸例図

凡官吏公罪ヲ犯シ及ヒ過誤失錯シテ徒以上ニ該ル者ハ例ニ照シテ俸ヲ追ス

例

徒	罰俸
一年	一月
一年半	一月半
二年	二月
二年半	二月半
三年	三月
流 一等	五月
二等	七月
三等	十月

○ 華族贖罪例図

凡棒ヲ追スルハ毎月給俸ノ半ヲ其本管ニ領置シ數滿テ法官ニ納完ス一月ノ罪ハ二個月ニ納完シ一月半ノ罰ハ三個月ニ納完ス余ハ之ニ准ス若シ免職死亡スル者ハ追スルコトヲ免ス

例

答	贖罪
一十	贖罪一元五十錢
二十	三元
三十	四元五十錢
四十	六元

五十	杖	七十	八十	九十	一百	徒	一年	一年半	二年	二年半	三年	流	一等	二等	三等	
七円五十銭	九円	十円五十銭	十二円	十三円五十銭	十五円	三十円	四十五円	六十円	七十五円	九十円	百二十円	百四十円	百六十円			

旧悪減免例図

凡犯罪年ヲ經テ發覺スル者ハ並ニ旧悪ヲ以テ論シ例ニ照シテ減  
 等免罪スルコトヲ聽ス其減免スルコトヲ聽サ、ル等ハ条例ニ照  
 シテ区処ス

例

死罪

謀殺殺ヲ犯シ終身ニ可キ者十年ヲ經テ發覺  
 スレハ酌減シテ終身懲役ニ処ス  
 謀殺殺ヲ除ク外死罪ヲ犯シ十年ヲ經テ  
 發覺スレハ一等ヲ減シ流三等

終身懲役  
 流罪  
 徒罪  
 杖笞罪  
 公罪  
 過誤失錯

終身懲役ヲ犯シ十年ヲ經テ發覺スレハ  
 二等ヲ減シ徒三年  
 十年  
 五年  
 三年  
 二年  
 流罪以下各數ノ年ヲ經テ發覺スレハ並ニ  
 其罪ヲ全免ス

新律集例卷一目錄

名例律

五刑附例

勅奏官位犯罪附例

閹刑附例

官吏犯公罪附例

官吏犯私罪附例

有官僧徒犯罪附例

軍人犯罪附例

糺彈官吏犯罪附例

庶人犯罪不的決附例

犯罪存留養親附例

婦女犯罪附例

徒流人又犯罪附例

老小癡疾取贖附例

犯罪時未老疾附例

給没贓物附例

犯罪自首附例

二罪俱発以重論附例

同僚犯公罪附例

共犯罪分首從附例

犯罪事發逃亡附例

親屬相為容隱附例

加減罪例附例

再犯加等罪例附例

称同罪附例

称日者以十二時附例

称両者以金兩附例

称等内人附例

称雇人附例

断罪無正条附例

旧惡減免罪例

新律条例卷一

名例律

五刑附例

○第一条 凡犯罪極テ輕ク答ニ及ハサル者ハ止タ呵責シテ放免ス

○第二条 凡犯罪管杖ニ該ル者ハ一体ニ打決ヲ廢シ管杖一每毎トニ

足柄裁判所旧蔵「新律条例」考

日數十日ニ折シ新頒監獄則ニ照シテ懲役ニ換フ

答一十 懲役十日

二十 懲役二十日

三十 懲役三十日

四十 懲役四十日

五十 懲役五十日

杖六十 懲役六十日

七十 懲役七十日

八十 懲役八十日

九十 懲役九十日

一百 懲役百日

○第三条 凡懲役ハ常人老幼婦女盲人癡疾者及ヒ無力不能贖者獄則ニ照シ分別シテ役ニ服ス

第四条 凡答杖ヲ癡シ懲役ニ換フルノ外存留養親及ヒ脱監越獄若クハ徒流人逃即時打決スル等ハ条例及ヒ獄則ニ照シテ並ニ棒鎖ニ換フ

答一十至五十 棒鎖一日

杖六十至七十 棒鎖二日

杖八十至一百 棒鎖三日

○第五条 凡徒刑役使ノ法ハ獄則ニ照シテ懲役ニ服ス其雇工錢ヲ給与領置スルノ法亦獄則ニ從フ

○第六条 凡徒流年限ハ刑名宣告ノ日ヨリ起算ス

○第七条 凡流刑地方未タ定ラサレハ姑ク流刑ヲ停メ五徒ノ外別ニ

付箋「(判読不能)」  
付箋「(白紙)」

流法ヲ設ケ獄則ニ照シ懲役ニ服シ限滿テ原籍ニ還ス

流一等 准流五年

二等 准流七年

三等 准流十年

第八条 凡三流ノ上ニ終身懲役ノ刑ヲ設ケ其犯罪謀故殺放火反獄

偽造室貨等ヲ除クノ外罪死ニ該ル者ハ一体ニ寛有シテ此刑ニ科

ス

第九条 凡梟示ハ犯由牌ニ罪状ヲ書シ刑場及ヒ各所ニ揭示スル外

斬絞二刑モ亦犯由牌ニ罪状ヲ書シ通衢一個所ニ揭示ス仍ホ梟斬

絞仍ヒ終身懲役流刑ニ処スル者ハ並ニ紙牌ニ罪状ヲ書シ三日間

犯人本籍ノ掲榜場ニ揭示ス

第十条 凡梟示ニ該ル者罪名已ニ定リ奏請待報内ニ在テ死亡スレ

ハ更ニ屍ヲ刑セス止タ犯由牌ヲ立ツ

第十一条 凡梟示ノ遺骸モ亦親族請フ者アレハ下付スルコトヲ聽

ス

第十二条 凡梟斬絞ノ遺骸ハ親族請フ者アレハ下スト雖モ墓表ニ

止メ氏名年月日ヲ記スコトヲ得テ常人ノ礼ヲ以テ葬ルコトヲ聽

サス

勅奏官位犯罪附例

第十三条 凡勅奏官及ヒ非職華族罪ヲ犯セハ其事由ヲ奏聞シテ旨

ヲ請ヒ推問スト雖モ若シ事急卒ニ出テ即時推問セサルコトヲ得

サル者ハ推問シテ後ニ奏請ス其公罪及ヒ過誤失錯ニ係リ待罪文

案明白ニシテ推問ヲ待サル者管杖以下奏ヲ經スシテ臨時処断ス

ルコトヲ聽ス

第十四条 凡非職華族過誤失錯ヲ犯ス者ハ華族贖罪例圖ニ照シテ

贖フコトヲ聽ス

閏刑附例

第十五条 凡華士族犯罪破廉恥甚ニ係リ庶人ニ下ス者改テ除族ト

称ス

第十六条 凡非職士族過誤失錯ヲ犯ス者ハ平民ト同ク贖罪例圖ニ

照シテ贖フコトヲ聽ス

第十七条 凡官吏華士族等賭博ヲ犯ス者ハ破廉恥甚ヲ以テ除族ス

ル例ヲ改テ閏刑ニ処ス

第十八条 凡華士族破廉恥甚ヲ犯シ除族スル者罪本犯一人ニ坐シ

仍ホ族ヲ子孫ニ襲セシム

第十九条 凡華士族破廉恥甚ヲ犯ス者年七十以上十五以下ト雖モ

管杖ニ該ルハ除族ニ止メ徒以上仍加本刑ニ該ル者ハ收贖ニ換フ

第二十条 凡華士族姦罪ハ強姦及ヒ人ノ妻妾ニ姦シ若シクハ親族

相姦スルヲ除ノ外ハ破廉恥甚ヲ以テ論セス閏刑ニ処ス

第二十一条 凡華士族犯罪除族ニ該リ生産ナク宗族仍ホ存シ同居

ヲ願フ者ハ同居スルコトヲ聽シテ付籍スルコトヲ聽サス

第二十二条 凡謹慎閉門限内父祖死亡スレハ官ニ告テ門ヲ出送葬

スルコトヲ聽ス

第二十三条 凡謹慎閉門禁錮限内外人ニ接見通信シ或ハ疾病療養

ニ託シテ行歩スル者ハ原犯ノ罪名ニ照新ニ之ヲ科ス

第二十四条 凡他地方ニ在テ謹慎閉門ヲ犯シ婦孺ヲ願フ者ハ保人



ニ責付シ郷里帰到ノ日ヨリ日数ヲ起算ス某禁錮以上ハ刑名宣告ノ日ヨリ起算ス

○第二十五条 凡禁錮ハ一室内ニ鎖錮スト雖モ門扉ヲ鎖サス家族ノ出入ヲ禁セス

○第二十六条 凡刃成地方未タ定ラサレハ姑ク刃成ヲ停メ禁錮五等ノ上ニ年数ヲ増加シ准刃成法ヲ設ケ此例ニ照シテ禁錮ス

准刃成一等 禁錮五年

二等 禁錮七年

三等 禁錮十年

第二十七条 凡犯罪自裁ニ該ル者一体ニ終身禁錮ニ処ス

官吏犯公罪附例

○第二十八条 凡内外官吏公罪ヲ犯シ及ヒ過誤失錯シテ罪杖以下ニ

該ル者ハ謹慎閉門ニ換ルノ例ヲ改テ官吏贖罪例ニ照シ勅奏判

ヲ分チ各贖フコトヲ聽シ等外吏ハ平民贖罪例ニ依ル其徒以上ヲ

犯ス者ハ降官ニ処スルノ例ヲ改テ官吏罪俸例ニ照シテ処分ス

若シ等内吏ト雖モ月俸十五円以下ノ者ハ亦平民贖罪例ニ依ル

官吏犯私罪附例

第二十九条 凡官吏私罪ノ杖刑ヲ犯ス者ハ官一等ヲ降シ徒刑ヲ犯

ス者ハ免職ニ止ムルノ例ヲ改テ士族犯罪法ノ如ク一体ニ閏刑ニ

処ス

○第三十条 凡平民官ニ在リ一応私罪ハ官吏犯私罪律ニ照シテ科斷

シ其破廉恥甚ラ犯スニ係ル者ハ杖刑以下ト雖モ実決シテ原籍ニ

附ス若シ勅奏官位ニ係レハ奏聞事由請旨依律等仍ホ本法ヲ尽ス

足柄裁判所旧蔵「新律条例」考

○第三十一条 凡平民官ニ在リ其父母兄弟子孫一応犯罪ハ並ニ士族ニ准シテ論ス其破廉恥甚ラ犯スニ係ル者ハ平民ヲ以テ論ス若シ在官人家長ニ非サル者ハ此例ヲ用フルコトヲ得ス

有官僧徒犯罪附例

○第三十二条 凡僧徒犯罪寺職ノ者ハ士族ニ准シテ論ス若シ破廉恥甚ラ犯ス者ハ職ヲ奪ヒ実決シテ本寺ニ附ス寺職ヲ經テ退隱スル者

亦同シ余僧ハ平民ト一体ニ科斷ス

軍人犯罪附例

○第三十三条 凡軍人犯罪出征行軍ノ際ニ非スト雖モ陸海軍並ニ其

律ヲ以テ処斷スルコトヲ得可シ若シ事常人ニ関涉シ及ヒ共犯ニ

係ルハ陸海軍鞫狀ヲ開具シ常人ハ所轄ノ地方ニ移告シテ所在ノ

法官ニ送附セシメ其推鞫ノ情由ハ猶ホ軍官法官互ニ通報シテ各

律ニ依テ科斷ス若シ疑獄ニ係リ並ニ死罪ニ該ルハ軍官法官会同

商議シテ各自ニ区処ス其軍律ニ該載セサル罪ヲ犯シ常憲ニ触ル

、ニ係ル者ハ亦軍官法官ノ商議ヲ經テ法官ニ於テ処斷ス

○第三十四条 凡地方官罪犯ヲ緝捕スルニ軍人共犯ニ係ラハ並ニ地

方便近ノ軍衙或ハ法官ニ送致シ其庁ニ於テ鞫問ヲ經ルノ後軍衙

法官囚ヲ分テ各自ニ区処ス

○第三十五条 凡後備軍等其名氏陸海軍籍ニ在リト雖モ現在軍役ニ

服セサル者ハ仍ホ常人ト一体ニ法官ノ処分スルコトヲ聽ス其犯

罪者ハ地方官直ニ法官ニ送付シ処決ノ後又軍人所屬ノ軍官ニ移

告ス

糺彈官吏犯罪附例

第三十六条 凡礼弾官吏犯罪条ハ磨シテ用ヒス

庶人犯罪不的決附例

付箋「(白紙)

第三十七条 凡贖金ハ宣告ノ日ヨリ五日以内ニ納完ス若シ無力ニシテ限内贖フコト能ハサル者ハ例ニ照シテ延期スルコトヲ聽ス

贖管刑 限三十日

杖刑 四十日

役刑(後カ) 五十日

流刑 六十日

死刑 八十日

第三十八条 凡庶人犯罪贖フ可キ者無力ニシテ贖フコト能ハサル者徒以下ハ折半シ死流ハ三等ヲ減シテ並ニ懲役ニ服ス(備外ニテ筆ヲ入レテ)

「改正可削」  
「筆ヲ入レテ」

第三十九条 凡老小(マセ)廢疾者犯罪贖フ可キ者無力ニシテ贖フコト能ハサル者管杖ハ折半シ徒以上ハ五等ヲ減シテ並ニ懲役ニ服ス

第四十条 凡過失殺傷贖フ可キ者無力ニシテ贖フコト能ハサルハ懲役ニ服シ雇工錢ノ全額ヲ領置シ食費ヲ扣除シ贖金ノ半ヲ償ハシメ殺傷セラル、ノ家ニ給シテ役ヲ免ス

第四十一条 凡贖罪取贖ス可キ者無力ニシテ贖フコト能ハス親屬代テ贖フコトヲ願フ者アレハ聽ス

犯罪存留養親附例

第四十二条 凡犯罪留養スル者徒流並ニ杖一百実決シテ余罪ヲ取贖スル者改テ棒鎖三日ニ換ヘ余罪ヲ贖ハシム

第四十三条 凡徒流人已ニ発配シ懲役百日ヲ經テ祖父父母父母老疾

シ侍養ノ子孫ナク父祖親屬ノ情願切ナル者ハ余罪ヲ取贖シテ放還スルコトヲ聽ス

第四十四条 凡華士族禁錮准刃成ヲ犯シ祖父母母老疾シテ侍養ノ子孫ナキ者ハ侍養スルコトヲ聽シ妄ニ外出スルコトヲ聽サス

第四十五条 凡家ニ侍養スル子孫ハ年十六以上成丁ノ者ヲ謂フ若シ戸内全ク成丁ナシト雖モ妻女年十六以上ノ者アレハ留養スルコトヲ聽サス

婦女犯罪附例

第四十六条 凡婦女不孝姦盜人命放火ノ徒以上死ニ入ラサルノ罪ヲ犯シ各律ニ照シテ断決スル者及ヒ管杖ヲ犯シ日數ニ折シ禁獄スル者並ニ改テ懲役ニ服ス其余罪ノ取贖ス可キ者無力ニシテ贖フコト能ハサルハ管杖ハ折半シ徒以上ハ五等ヲ減シテ亦並ニ懲役ニ服ス

徒ニ服ス

第四十七条 凡華士族ノ婦女姦盜不孝等ノ罪ヲ犯シ管杖ニ該ル者ハ日數ニ折シテ鎖錮ニ止メ徒以上ハ仍ホ本刑ヲ加ヘ懲役ニ服ス

第四十八条 凡婦女一応犯罪ハ取贖スルコトヲ聽スト雖モ其非理ニ人ヲ毆折脅制シ及ヒ棄兒凶類等情状惡ム可キ者ハ姦盜不孝等ヲ犯スト一体ニ科断ス

徒流人又犯罪附例

第四十九条 凡徒ニ在リ重子テ徒ヲ犯ス者ハ再ヒ後犯ノ年限ヲ科

スト雖モ已ニ役過スル日數ヲ通算シテ懲役四年ニ過ルコトヲ得ス若シ流ヲ犯ス者ハ已ニ役過スル日數ニ拘ラス新ニ後犯准流

ノ罪ヲ全科ス

○第五十条 凡准流内重子テ流ヲ犯ス者ハ三流並ニ拘役四年ヲ加フ  
若シ徒ヲ犯ス者ハ徒ノ年限ヲ減半シテ之ヲ科ス

○第五十一条 凡徒流限内重子テ罪ヲ犯ス者ハ後犯推問曠役ノ日數  
ヲ以テ原犯役限内ニ算入スルコトヲ得ス若シ推問ヲ經テ無罪ニ  
帰スル者ハ仍ホ限内ニ算入ス

老小廢疾收贖附例

○第五十二条 凡人ノ一目ヲ瞎スルハ人ヲ廢疾ニ致スノ律ニ依ルト  
雖モ一目ノ人罪ヲ犯セハ廢疾ヲ以テ收贖スルコトヲ得ス人ノ兩  
目ヲ瞎スルハ人ヲ篤疾ニ致スノ律ニ依ルト雖モ盲人罪ヲ犯セハ  
流以下ハ收贖シ死罪ハ收贖スルコトヲ聽サス

○第五十三条 凡盲人及ヒ廢疾者姦盜ノ罪ヲ犯スハ律例ニ照シテ収  
贖スルコトヲ聽ス其強盜強姦ヲ犯ス者ハ実決シテ收贖スルコト  
ヲ聽サス

○第五十四条 凡老小及ヒ廢疾者官ニ在リ罪ヲ犯セハ公罪ハ官吏贖  
罪罰條例ニ依リ私罪ハ官吏犯私罪例ニ依テ科斷ス其破廉恥甚ニ  
係ル者笞杖ハ除族ニ止メ徒以上ハ仍ホ律ニ依リ收贖セシム

○第五十五条 凡老小及ヒ廢疾者流以下ヲ犯ス者律ニ照シテ收贖ス  
ルノ後一応私罪ヲ犯シ再ヒ罪ニ入ル者ハ仍ホ律ニ照シテ收贖ス  
ルコトヲ聽ス若シ盜罪賭博等ス加等<sup>(マ)</sup>可キ再犯ニ係ル者ハ但加等  
ノ罪ヲ有メ本罪ヲ的決シテ再ヒ收贖スルコトヲ聽サス三犯以上  
ハ凡人ノ再犯以上ノ例ニ照シテ加等ス

○第五十六条 凡年十五以下竊盜ヲ犯シ十六以上又竊盜ヲ犯シテ収  
贖的決ノ罪並免スル者ハ二罪俱免例ニ依リ的決ノ罪ヲ以テ重シ

ト為シテ論シ節次合算ノ限ニ在ラス

犯罪時未老疾附例

付箋<sup>(白紙)</sup>  
○第五十七条 凡徒限内老疾收贖ス可キ者孤獨貧困ニシテ即時贖フ  
コト能ハサル者ハ贖金延期限内輕役ニ留服ス准流内老疾スル者  
亦同

○第五十八条 凡懲役一年以上ノ罪犯病ニ罹リ休役スル者ハ一年毎  
ニ日數五十日以内ハ限内ニ算入シ五十日以外ハ病愈ルヲ待テ仍  
ホ役ヲ償ハシム懲役百日以下ノ罪犯日數十分ノ二ハ算入シ十分  
ノ二ニ過ル者ハ亦償ハシム若シ數次ニ及フ者ハ通計合算シテ乘  
除ス其役場ヲ出シテ責付スル者ノ日數ハ一体ニ限内ニ算入セス  
給没贓物附例

第五十九条 凡監守強竊盜及ヒ枉法不枉法ノ贓ヲ犯シ罪死ニ入ル  
可キ者並ニ改正各条ニ依テ終身懲役ニ処ス

付箋<sup>(白紙)</sup>  
○第六十条 凡正贓現在ト稱スルハ賊ノ手ニ存在シ及ヒ輾轉シテ他  
人ノ手ニ在ラ並ニ現在ト為ス若シ公商公売ヨリ買取スル者ハ現  
在スト雖モ商売其価ヲ償ハサレハ直ニ追懲スルコトヲ得ス

○第六十一条 凡盜贓タルコトヲ知ラスト雖モ買取シテ公商公売ニ  
由ラサルハ直ニ追懲スルコトヲ得其轉賣スル者ハ仍ホ轉償セシ  
ム

○第六十二条 凡転売ノ物品ハ転償セシムト雖モ死失廢產等ノ者ア  
リ賠償スルコト能ハサレハ公商公売ヨリ買取セシ明証アルヲ除  
クノ外皆直ニ追懲スルコトヲ得

○第六十三条 凡盜犯正贓ニニ費用シテ現在セスト雖トモ賠償ス可

キ實力アル者ハ必ス追懲シテ本主ニ還付ス

○第六十四条 凡盗贓タルコトヲ知ラスト雖モ其贈遺纏頭ヲ受ル者ハ必ス追懲シテ本主ニ還付ス若シ已ニ費用スル者ハ追徴スルコト勿レ

ト勿レ

○第六十五条 凡盗贓ヲ以テ物品ヲ買取シ人ニ餽送スルニ物品現在スル者ハ追シテ本主ニ給付ス若シ已ニ費用スル者ハ追徴スルコト勿レ

ト勿レ

○第六十六条 凡盗贓ヲ以テ旧價ニ抵償スル者ハ債主情ヲ知ラスト雖モ仍ホ追シテ本主ニ給付ス若シ已ニ費用スル者ハ追徴スルコト勿レ

ト勿レ

○第六十七条 凡贓物ヲ估計スルニ當時中等ノ物価ニ処ルト雖モ其正贓已ニ輾轉シテ估計シ難キ者ハ盗犯売却ノ価値ヲ計リ罪ヲ定ム若シ衣服飲食等已ニ費損スル者ハ事主本犯ノ口供ヲ審明較量シテ估計ス

ト勿レ

犯罪自首附例

○第六十八条 凡犯罪事未タ發覺セシテテ自ラ首出スル者ハ律ニ照シ罪ヲ免スノ外若シ事已ニ發覺スト雖モ本犯未タ之ヲ知ラスト悔テ首出スル者ハ仍ホ未發自首ト同ク罪ヲ免ス

ト勿レ

○第六十九条 凡犯罪首免ヲ与ルノ事ニ因リ首免ヲ与ヘサルノ罪ヲ犯シ自首スル者ハ因ル所ノ原罪ヲ免シテ止タ首免ヲ与ヘサルノ本罪ヲ科ス假令ハ強窃盜劫囚反獄略売等ヲ犯シ因テ人ヲ殺傷スル者ハ其盜略等ハ首免ヲ与ヘ殺傷罪ハ謀故闕過失ノ各法ヲ尽スノ類

ト勿レ

○第七十条 凡犯罪自首スル者假令ハ窃盜贓百円五十円ハ仍ホ現存シ五十円ハ已ニ費用シテ追徴スルコト能ハサレハ五十円ノ贓ニ二等ヲ減シテ罪ヲ科ス余ノ贓罪亦之ニ准ス

ト勿レ

○第七十一条 凡贓罪ヲ犯シ人ノ告ント欲スルコトヲ知テ自首スル者ハ贓追徴ス可ラスト雖モ仍ホ一等ヲ減ス(外ニ記載)

○第七十二条 凡人ヲ罪ニ誣告シテ自首スル者ハ已決未決ヲ分チ未タ決セサルハ仍ホ首免ヲ聽シ已ニ決スルハ誣告ノ本罪ヲ科ス

○第七十三条 凡罪ヲ首シ放免ヲ經ルノ後重子テ同罪ヲ犯ス者ハ再ヒ首免スルコトヲ聽サス若シ前後ノ罪各別ナル者ハ此限ニ在ラス

○第七十四条 凡華土族犯罪自首スル者ハ破廉恥甚ニ係ルト雖モ本条自首ヲ聽ス可キハ一体ニ罪ヲ免シ除族ノ限ニ在ラス

第七十五条 凡華土族犯罪人ノ告ント欲スルコトヲ知テ自首スル者ハ律ニ照シ本罪一等ヲ減スト雖モ其破廉恥甚ニ係ル者ハ仍ホ除族ス

二罪俱發以重論附例

○第七十六条 凡二罪以上俱ニ發覺スレハ一ノ重キ者ヲ以テ論シ各等キハ一ニ從テ科スト雖モ其贓物ノ追徴シテ官ニ入レ主ニ給シ若クハ棄毀器物ノ賠償ス可キ等ハ各本法ヲ尽ス

○第七十七条 凡二次以上盜ヲ為シ首從ノ贓並發スル者ハ首從ノ贓ヲ併セ罪一等ヲ減ス若シ併セテ首贓ノ本罪ト仍ホ等キ者ハ更ニ減セス假令ハ從贓五十円ナルニ首贓四十円ナレハ之ヲ併セ九十

円徒三年一等ヲ減シテ徒二年半ヲ科ス若シ首贓百二十円流三等

○第七十八条 凡二罪以上俱ニ發覺スレハ一ノ重キ者ヲ以テ論シ各等キハ一ニ從テ科スト雖モ其贓物ノ追徴シテ官ニ入レ主ニ給シ若クハ棄毀器物ノ賠償ス可キ等ハ各本法ヲ尽ス

○第七十九条 凡二次以上盜ヲ為シ首從ノ贓並發スル者ハ首從ノ贓ヲ併セ罪一等ヲ減ス若シ併セテ首贓ノ本罪ト仍ホ等キ者ハ更ニ減セス假令ハ從贓五十円ナルニ首贓四十円ナレハ之ヲ併セ九十

円徒三年一等ヲ減シテ徒二年半ヲ科ス若シ首贓百二十円流三等

○第八十条 凡二罪以上俱ニ發覺スレハ一ノ重キ者ヲ以テ論シ各等キハ一ニ從テ科スト雖モ其贓物ノ追徴シテ官ニ入レ主ニ給シ若クハ棄毀器物ノ賠償ス可キ等ハ各本法ヲ尽ス

○第八十一条 凡二罪以上俱ニ發覺スレハ一ノ重キ者ヲ以テ論シ各等キハ一ニ從テ科スト雖モ其贓物ノ追徴シテ官ニ入レ主ニ給シ若クハ棄毀器物ノ賠償ス可キ等ハ各本法ヲ尽ス

ニ該ル者從贓ニ併セテ罪仍ホ等キハ更ニ減セスシテ全科ス

○第七十八條 凡二次盜ヲ為シ一次先キニ發シ已ニ論決ヲ經テ一次後ニ發シ及ヒ先キニ供認シテ贓ヲ尽サス論決ノ後發覺スル者ハ

俱ニ後發ノ贓ヲ以テ前贓ニ併セ罪加フ可キ無ケレハ論セス若シ併セテ重キ者ハ更ニ加ヘテ全科ス

第七十九條 凡犯罪假令ハ流三等ハ贓罪ニ該リ答一十ハ的決ニ該ル者ニ罪並發スルハ一ノ的決ヲ以テ重ト為シテ論ス(欄外ニ朱筆ニテ「改正可スレアリ」)

○第八十條 凡華士族破廉恥甚ノ管杖ヲ犯シ又閔刑ノ徒流ヲ犯シ二罪俱發スレハ一ノ破廉恥甚ヲ以テ重ト為シテ論ス其終身禁錮ニ該ル者ハ此限ニ在ラス

同僚犯公罪附例

○第八十一條 凡府県官吏ハ知事令ヲ一等ト為シ參事ヲ一等ト為シ典事ヲ一等ト為シ屬以下ヲ一等ト為ス其公罪ヲ犯ス者ハ此例ニ照シテ通減ス

共犯罪分首從附例

○第八十二條 凡本条ニ皆ト言ハスト雖モ脱籍越獄及ヒ犯姦若クハ徒流人逃等身自ラ犯スヲ以テ罪ヲ得ルニ係ル者ハ並ニ首從ヲ分

タス各本科ニ処ス

○第八十三條 凡一家共ニ宝貨ヲ偽造スル者ハ一家共犯罪ニ依リ止

タ尊長ヲ坐ス

犯罪事發<sup>(マ)</sup>亡<sup>(マ)</sup>附例

第八十四條 凡犯罪事發シテ逃亡<sup>(マ)</sup>シ衆証明白ナレハ吏<sup>(更カ)</sup>ニ質對ヲ用

足柄裁判所旧蔵「新律條例」考

ヒスト雖モ若シ後獲ノ囚承服セサル者ハ仍ホ質對ヲ用ス

親屬相為容隱附例

○第八十五條 凡祖父母父母ト稱スル者ハ曾高同シ孫ト稱スル者ハ曾玄同シ嫡孫承祖ハ父母ト同シ子ト稱スル者ハ男女同シ

○第八十六條 凡異籍ノ親屬同居共爨シ若クハ產ヲ失シテ寄食恩養ヲ受ル者ハ俱ニ同居ヲ以テ論ス

加減罪例附例

第八十七條 凡終身懲役ハ死刑ノ一部ニ准ス其加減ノ法二死ニ通

シテ同ク一減ト為ス假令ハ死罪一等ヲ減スレハ斬絞及ヒ終身懲役ヲ分タス流三等ニ坐ス其本条加ヘテ絞ニ入ル者ハ改テ終身懲役ニ止ム

再犯加等罪例附例

○第八十八條 凡減一等赦前後盜ヲ犯ス者ハ赦後ノ贓ヲ以テ赦前ノ贓ニ併セ罪一等ヲ減ス若シ併セテ赦後ノ本贓ト罪等キハ更ニ減セス例首從贓並發者ト同シ

第八十九條 凡徒限内逃走シ外ニ在テ又罪ヲ犯シ徒罪以下杖答ニ

至ルマテ並ニ徒一等ヲ加フルノ条ヲ改メ第三百九條徒流人逃新例ニ依テ科斷ス

稱同罪附例

第九十條 凡正犯ノ財ヲ受ケ故縱スル同罪者ハ正犯死ニ至レハ同罪者絞ニ処スル者改テ終身懲役ニ処ス

○第九十一條 凡盜ニ准シテ論スル罪ハ再犯ハ一等ヲ加ヘ三犯以上ハ又一等ヲ累加シ罪流三等ニ止ル

○第九十二条 凡詐欺恐喝等ノ赃盗ニ准スル者ハ並ニ破廉恥甚ヲ以テ論ス其棄毀器物私借官物等盗ニ准スル者及ヒ枉法ニ准スル等ハ並ニ破廉恥甚ノ限ニ在ラス

旧惡減免罪例

第九十九条 凡犯罪年ヲ経テ發覺スル者ハ並ニ旧惡ヲ以テ論シ旧惡減免例ニ照シテ区処スルコトヲ聰ス若シ事ノ改正ス可ク賍ノ追還ス可キ等ハ罪ヲ免スト雖モ追究明白シテ各本法ヲ尽ス其犯罪發覺シテ官ノ追究ニ係ル者ハ年ヲ経ルト雖モ仍ホ其罪ヲ論シ旧惡減免ノ限ニ在ラス

称日者以十二時附例

第九十三条 凡徒流年限三百六十日ヲ以テ一年ト為ス者ハ閏月ト雖モ日数ニ算シテ限ヲ定ム

称兩者以金兩附例

称兩者以金兩附例

第九十四条 凡例ニ円ト称スル者律ノ兩ト同シ

称等内人附例

○第九十五条 凡等内人ト称スルハ初位以上改テ十五等官以上ヲ謂フ

新律条例 第二

称雇人附例

第九十六条 凡官吏華士族ノ家ニ給侍役使スル男女ヲ奴婢ト称シ庶人ノ家ニ役使スル者ハ雇人ト称スル区別ヲ廢シ改テ俱ニ雇人ト称ス其各条ニ區別輕重アル者モ一体ニ雇人ヲ举サル者ハ改正各条ニ依テ科断ス

新律条例卷二

職制律

棄毀官文書附例

○第一百一条 凡官庁ノ通行印鑑ヲ遺失シ及ヒ誤毀スル者ハ笞一十  
○第一百二条 凡官司ノ密事ヲ漏泄スル者ハ徒一年輕キ者一等ヲ減ス至重ノ密事ニ係レハ臨時議擬シテ奏請ス

○第九十七条 凡勅奏官ノ執事及ヒ華族ノ家令扶從ハ本籍平民ト雖モ公事ニ係レハ俱ニ士族ニ准ス其私事ニ係ルハ各本籍ヲ以テ処分ス

断罪無正条附例

第九十八条 凡律例ニ罪名ナク令ニ制禁アリ及ヒ制禁ナキ者各所

擅離職役附例

○第一百四条 凡地方官督撫ニ失シ民衆ノ騷擾ヲ致シ及ヒ兇徒衆ヲ聚

問擬ス

メテ潛匿スルコトヲ覺察セス却テ他管ニ覺知セラル者ハ杖一百

輕キ者ハ杖七十

私借官物附例

○第五百五条 凡監臨主守私ニ監守スル所ノ官物ヲ借用シ若シクハ人

ニ貸シ及ヒ転借スル者錢糧布等ハ律ニ依リ監守盜ニ準シテ論シ  
証書アルハ二等ヲ減スルノ外監守ニ非シテ借スル者ハ証書ノ

有無ニ拘ラス窃盜ニ準シテ一等ヲ減シ罪徒二年半ニ止ル其官  
ニ係ル衣服<sup>(マ)</sup>褥什器等私ニ借用シ若クハ人ニ貸シ及ヒ転借スル

者ハ並ニ贓ニ計ヘ坐贓ヲ以テ論シ罪徒一年ニ止ル

○第五百六条 凡監臨主守私ニ監守スル所ノ錢糧ヲ借用シ若クハ人ニ  
貸シ及ヒ転借シテ事未タ發覺セスシテ全ク官ニ完備スル者ハ止

タ犯情ヲ量リ不応為ニ問ヒ輕重ヲ分ツ

○第五百七条 凡官ニ係ル牛馬車船等ヲ私ニ借用シ若クハ人ニ貸シ及  
ヒ転借スル者ハ並ニ雇工賃値ニ照シテ日數ヲ算シ坐贓ヲ以テ論

シ罪徒一年ニ止ル

不覺被盜附例

○第五百八条 凡垣墻内ニ在ル木石等ヲ盜マレテ主守覺察ニ失スル者

ハ答二十

戸婚律

欺隱田糧附例

○第五百九条 凡稅糧ヲ納ルニ限ニ違フテ完セサル者ハ情ヲ量リテ違

令ニ問ヒ輕重ヲ分ツ

盜売田宅附例

○第一百十条 凡田宅ノ版籍ヲ改易スル者ハ徒一年半贓ニ計ヘ重キ者

足柄裁判所旧藏「新律條例」考

ハ窃盜ニ準シ重キニ從テ論ス

棄毀器物祿附例

○第一百一<sup>付録</sup>一条<sup>(白紙)</sup> 凡牛馬ヲ失防シテ田野ノ穀麥ヲ損傷スル者ハ違式輕

ニ依リ贓重キ者ハ坐贓ニ依リテ二等ヲ減シ仍ホ損スル所ノ物ヲ  
賠償セシム

○第一百十二条 凡故ナク河防ヲ決潰シ水柵石籠ヲ毀損スル者ハ情ヲ  
量リテ不応為ニ問ヒ輕重ヲ分ツ

立嫡違法附例

○第一百十三条 凡他人ノ子女ヲ冒稱シテ己ノ子女ト為ス者ハ不応為  
輕ニ依リ官吏情ヲ知テ聽從スル者ハ同罪

○第一百十四条<sup>付録</sup> 凡子安ヲ棄ル者ハ父母養父母ヲ分タス並ニ杖一百繼<sup>(女カ)</sup>

父母ハ一等ヲ加フ雇ヲ受ケ棄ル者ハ並ニ杖九十

○第一百十五条 凡財ヲ凶リ人ノ子孫ヲ乞食<sup>(女カ)</sup>シテ棄ル者ハ流三等殺ス  
者ハ斬

者ハ斬

○第一百十六条 凡故ラニ墮胎スル者ハ杖一百情ヲ知テ藥ヲ売リ及ヒ

技術ヲ施ス者ハ同罪

子弟私擅用財附例

○第一百十七条 凡同居ノ卑幼尊長ニ由ラスシテ私擅ニ家ノ財物ヲ用  
フル者ハ子孫私擅用財律ニ依ル<sup>(弟カ)</sup>

○第一百十八条 凡僧尼師ノ財物ヲ盜ム者ハ子弟私擅用財律ニ依ル同

寺ノ徒弟相盜ム者ハ親屬相盜律ニ依リ凡人ニ三等ヲ減ス其各居

ニ係ル者ハ師弟ト雖モ並ニ凡盜ヲ以テ論ス

逃亡附例

○第百十九條 凡華士族逃亡スル者五十日以内ハ閔刑ニ処シ以外ハ

除族ス

○第百二十條 凡逃亡シテ五十日以内復帰シ及ヒ自首スル者ハ華士

族平民ヲ分タス並ニ罪ヲ免ス其復帰シ及ヒ自首スル者五十日以

外ニ在レハ一体ニ首免ラ聴サス贖罪ニ処ス

○第百二十一條 凡逃亡スル者再犯以上ハ一等ヲ累加シ罪徒一年ニ

止ム

○第百二十二條 凡官庁ニ告ケスシテ擅ニ他管ニ出ル者ハ違令重ニ

問フ其近境接界ノ地互ニ使用出入スル者ハ論スルコト勿レ

○第百二十三條 凡外國ニ逃亡スル者ハ逃亡罪ニ二等ヲ加フ規避ス

ル所ノ事重キ者ハ重キニ從テ論ス

○第百二十四條 凡逃亡者ヲ停歇シ及ヒ牙保ナクシテ雇使スル者ハ

並ニ違式輕ニ問フ

賊盜律

盜大祀神御物附例

第百二十五條 凡大祀大社ノ神御神宝ヲ盜ム者ハ皆絞改テ皆終身

懲役

第百二十六條 凡伊勢神宮及ヒ宮中神殿ノ神御神宝ヲ盜ム者ハ例

ニ依リ終身懲役ニ処スルノ外官幣國幣大社ノ神御神宝ヲ盜者ハ

流三等中社ハ徒三年小社ハ徒二年半府県社ハ杖一百郷社ハ杖九

十疋ニ計ヘ置キ者ハ各盜罪ヲ以テ論ス

盜乘輿服御物附例

第百二十七條 凡乘輿服御物ヲ盜ム者ハ皆絞改テ皆終身懲役

盜官印附例

○第百二十八條 凡私ノ印ヲ盜ム者ハ杖七十因テ財ヲ得ル者ハ贓ニ

計ヘ各盜罪ヲ以テ重ニ從テ論ス

監守自盜附例

○第百二十九條 凡監臨自守自ラ監守スル所ノ財物ヲ盜ム者ハ二百

円以上絞改テ終身懲役

常人盜附例

第百三十條 凡常人官ノ財物ヲ盜ム者ハ窃盜ニ一等ヲ加フル本律

ヲ廢シ一体ニ窃盜律ニ依テ科斷ス

強盜附例

第百三十一條 凡強盜人ヲ殺傷スル者斬絞ニ処スルノ本条ヲ改テ

人ヲ殺ス者ハ指令下手加功ヲ分タス斬人ヲ傷スル者ハ終身懲役

余人殺傷ニ与ラサル者ハ止テ盜罪ヲ科ス

第百三十二條 凡盜ニ因テ姦スル者ハ絞改テ終身懲役

第百三十三條 凡強盜不持兇器三十円以上及ヒ再犯財ヲ得サル者

ハ絞改テ俱ニ終身懲役持兇器五十円以上絞十円以上及ヒ再犯財ヲ

得サル者斬亦改テ俱ニ終身懲役

第百三十四條 凡強盜初犯財ヲ得ス再犯又財ヲ得サル者ハ後犯ノ

罪ニ一等ヲ加フ若シ初犯財ヲ得ス再犯財ヲ得ル者ハ贓ノ多寡兇

器ノ持不持ニ拘ラス並ニ終身懲役

○第百三十五條 凡強盜未タ室ニ入り財ヲ搜セス外ニ在テ瞭望シ財

物ヲ接通スル者ハ贓ヲ分チ分タサルヲ論セス本犯ニ一等ヲ減ス

其造意者ハ此限ニ在ス



○第三百三十六條 凡強盜脅誘セラレテ畏懼隨行シ室ニ入り贓ヲ分ツ者ハ本犯ニ一等ヲ減ス若シ室ニ入ルト雖モ贓ヲ分タス及ヒ止タ外ニ在テ瞻望シ財物ヲ接通スル者ハ贓ヲ分チ分タサルヲ論セス並ニ二等ヲ減ス

○第三百三十七條 凡強盜未タ行ハスト雖モ已ニ途ニ在テ捕縛ニ就キ盜情顯跡アル者ハ不応為重ニ問ヒ首從ヲ分ツ

○第三百三十八條 凡強盜同居ノ父母兄弟姊妹等其情ヲ知りテ贓ヲ分ツ者ハ分ツ所ノ贓ヲ計ヘ凡人ト同ク強盜ニ准シ從ト為シテ論ス

○第三百三十九條 凡失火及ヒ破船等ノ危難ニ乘シテ財物ヲ窃取スル者ハ強盜ヲ以テ論シ強盜ヲ以テ論ス

○第三百四十條 凡盜賊牆壁門戸ヲ破壞シ人ノ覺知スルコトヲ畏懼セサル者ハ強盜ヲ以テ論シ若シ窃ニ火ヲ用テ鎖鑰ヲ毀損シ及ヒ鑿鋸等ヲ以テ戸壁ヲ穿ツト雖モ強劫放火ノ情ナキ者ハ仍ホ強盜ヲ以テ論ス

劫囚附例

第三百四十一條 凡囚ヲ劫スル者ハ皆流ニ等改テ流三等其人ヲ傷シ及ヒ死囚ヲ劫スル者ハ皆絞改テ終身懲役並ニ首從ヲ分ツ

竊盜附例

第三百四十二條 凡竊盜三百元以上及ヒ三犯五十元以上並ニ絞ニ処スル者改テ並ニ終身懲役其四犯以上亦同

○第三百四十三條 凡竊盜再犯財ヲ得サル者ハ律ニ依リ一等ヲ加ヘ三犯以上財ヲ得サル者ハ徒三年

第三百四十四條 凡初犯再犯竊盜ニシテ三犯強盜ナル者若クハ初犯再犯強盜ニシテ三犯竊盜ナル者ハ並ニ終身懲役

○第三百四十五條 凡竊盜兇器ヲ持スト雖モ威シノ事情ナキ者ハ仍ホ強盜ヲ以テ論ス

第三百四十六條 凡船戸脚夫馬子車丁等雇ヲ受ケ物ヲ送リ中途ニ於テ竊盜ヲ為ス者ハ強盜罪ニ一equal加ヘテ終身懲役ニ入ル

○第三百四十七條 凡二人以上共ニ竊盜ヲ為シ事主ニ覺逐セラレテ一人ハ逃走シ一人ハ抗拒スレハ抗拒スル者ヲ以テ罪人拒捕律ニ科ス

○第三百四十八條 凡事主盜犯ヲ捕獲シテ私縱私和スル者ハ情ヲ量リ違式ニ問ヒ輕重ヲ分チ贖ヲコトヲ聽ス若シ別ニ財ヲ受ル者ハ贓ニ計ヘ枉法ニ准シ財ヲ過スル人ハ說事過錢ニ准シ各重キニ從テ論ス

論ス

○第三百四十九條 凡盜贓ヲ以テ偷ニ事主ノ家ニ投還スル者ハ未得財ヲ以テ論シ管四十若シ贓數虧欠スルコトアル者ハ虧欠スル所ヲ計ヘ盜罪ヲ科ス

盜官私牛馬附例

○第三百五十條 凡厩欄牧場ノ牛馬ヲ盜ム者ハ官私ヲ分チ罪ヲ科スルノ律ヲ改テ官私ヲ分タス厩欄ノ牛馬ヲ盜ム者ハ竊盜ヲ以テ論シ牧場ノ牛馬ハ竊盜ニ准シテ論ス

○第三百五十一條 凡人ノ牛馬ヲ故殺スル者ハ官私ヲ分タス徒一年贓ニ計ヘ本罪ヨリ重キ者ハ竊盜ニ准シテ論ス

○第三百五十二條 凡利ヲ圖リ他人ノ畜類ヲ殺シ皮ヲ剥キ穴ヲ繫ク者

ハ皮肉ト其原価トヲ比較シテ重キヲ以テ駐ニ計ヘ窃盜ヲ以テ論ス

親屬相盜附例

○第百五十三条 凡文武百工技芸ノ人受業師ノ財物ヲ竊取スル者ハ物盜ニ准シテ論シ其各居ニ係ル者ハ窃盜ヲ以テ論ス其強奪スル者ハ凡人強盜ヲ以テ論ス

雇人盜家長財物附例

第百五十四条 凡雇人家長ノ財物ヲ強奪スル者ハ凡人強盜ヲ以テ論ス

詐欺取財附例

第百五十五条 凡人ノ寄託ヲ受ル封書ヲ開キ窃ニ金錢ヲ費用シ文書ヲ拋棄スル者ハ窃盜ニ准シテ論ス

略売人附例

○第百五十六条 凡人ヲ略売シテ雇人ト為ス者ハ徒二年半其賤辱虐使ヲ受ケシムル者ハ娼妓ト為スノ律ニ依ル

○第百五十七条 凡妻ヲ略売シテ娼妓ト為ス者ハ凡人略売法ニ依ル

和売スル者ハ杖七十

第百五十八条 凡子孫ヲ略売シテ娼妓ト為ス者ハ笞五十妹姪女及

ヒ外孫ハ各二等ヲ加フ

○第百五十九条 凡人ヲ略取シテ自己ノ妻妾雇人ト為ス者ハ略売律

ト罪同

○第百六十条 凡人ノ妻ヲ略シテ他人ノ妻妾ト為シ及ヒ自己ノ妻妾ト為ス者ハ流一等人ノ妾ヲ略シテ妻妾ト為ス者ハ徒三年和誘ス

ル者ハ各一等ヲ減シ誘セラル、婦女ハ各三等ヲ減ス

○第百六十一条 凡人ヲ略シテ外國人ニ売ル者ハ成否ヲ論セス皆流三等因テ人ヲ傷スル者ハ皆終身懲役殺ス者ハ皆斬其和誘スル者ハ一等ヲ減シ誘セラル、人ハ三等ヲ減ス若シ子孫ヲ略シテ外國人ニ売ル者ハ徒一年和売スル者ハ一等ヲ減ス和略未大成ラサル者ハ又和略ノ罪ニ一等ヲ減ス売ラル、ノ卑幼ハ和スト雖モ坐セス若シ外國人買フ者ハ前ニ照シテ各一等ヲ減ス

兇徒聚衆附例

○第百六十二条 凡兇徒衆ヲ聚ルニ附和隨行シ場ニ在テ勢ヲ助クル者ハ勿論ノ律ヲ改テ違令ニ問ヒ輕重ヲ分チ贖罪スルコトヲ聽ス

○第百六十三条 凡兇徒聚衆ノ從ニシテ情輕キ者ハ本罪ニ一等ヲ減シ徒三年

○第百六十四条 凡附和隨行シテ火ヲ放ツ者ハ從ニシテ火ヲ放ツ者ニ一等ヲ減シ流三等其脅誘セラレテ火ヲ放ツ者ハ又一等ヲ減シ徒三年其餘墻屋ヲ毀ツ者ハ不応為重ニ問フ

○第百六十五条 凡多衆ヲ聚メテ訟ヲ構ヘ官ニ強逼スト雖モ良民ヲ擾害スルニ至ラサル者首ハ流三等從ハ一等ヲ減ス從ニシテ情輕キ者ハ又一等ヲ減ス

夜無故入人家附例

○第百六十六条 凡賊犯黑夜田野ノ穀麥菜菓ヲ偷窃シ若クハ白日人家ニ入り及ヒ市野人ノ看守スル器物等ヲ盜ムニ事主看守人追捕毆打シテ死ニ至ル者ハ盜所ヲ離ルルト否ト脏ヲ得ルト否トヲ問ハス徒二年其已ニ拘獲ニ就クヲ輒ク覺脱シ若クハ事後毆打シテ

○<sup>(七)</sup> 殺傷スル者ハ折傷以上ハ門殺傷ニ一等ヲ減ス若シ賊犯兇器ヲ持シ拒捕スルニ即時格鬥殺死スル者ハ罪人拒捕律ニ依ル

盜賊竊主附例

○第百六十七條 凡盜賊タルコトヲ知テ牙保ヲ為ス者ハ典売スル所ノ數ヲ計ヘ坐賍ヲ以テ論シ一等ヲ減ス若シ別ニ金ヲ受ル者ハ前賍ニ併セ坐賍ヲ以テ論ス

○第百六十八條 凡典舖盜賊タルコトヲ知ラスト雖モ牙保ナクシテ典買スレハ物ヲ追シテ主ニ給シ仍ホ呵責ス若シ牙保及ヒ回曆ヲ貸ス者アレハ価ヲ典舖ニ還償セシム其償フコト能ハサル者ハ典舖ノ損耗ニ止ム

○第百六十九條 凡恐喝詐欺誣騙枉法不枉法ノ賍ニ係ルコトヲ知テ受ル者ハ坐賍ヲ以テ論ス故買スル者ハ坐賍ニ一等ヲ減シ寄藏スル者ハ又一等ヲ減ス知ラサル者ハ坐セス

○第百七十條 凡盜賊タルコトヲ知テ故ラニ買フ者再犯以上ハ一等ヲ累加シ罪徒三年ニ止ル其知テ寄藏シ及ヒ牙保情ヲ知ル者ハ亦並ニ一等ヲ累加シテ罪徒二年半ニ止ル

人命律

謀殺附例

○第百七十一條 凡人ヲ殺サント謀リ未タ行ハスト雖モ謀狀頭跡アル者首ハ杖一百從ハ笞五十

○第百七十二條 凡謀殺未行ノ罪犯ハ勉決シ訖テ親屬隣佑ニ再犯ノ念ナキコトヲ保証セシメテ始テ放還スル事ヲ聽ス若シ保人ナケレハ獄則ニ照シテ懲治監ニ入レ放還スルコトヲ聽サス其曰行ノ

足柄裁判所旧蔵「新律条例」考

罪犯ト雖モ罪死ニ入ラサル者ハ亦此例ニ依ル

○<sup>付録</sup>第百七十三條 凡人ヲ殺サント謀リ已ニ行フテ其人知覺奔逃シシテ傷ヲ受ケスト雖モ失跌或ハ墮水等奔脫ニ因テ死スル者造意者ハ流三等從タル者ハ徒三年若シ兇憚<sup>(釋カ)</sup>ニ迫ラレテ當時失跌シテ死スル者造意者ハ絞從タル者ハ流三等

○第百七十四條 凡人ヲ謀リ故殺セント欲スルニ其人兇憚ニ迫ラレテ却テ行兇人ヲ殺ス者ハ捕吏格殺律ニ照シテ論スルコト勿レ其未タ兇憚ニ迫ラレス謀機ヲ知覺シテ却テ謀者ヲ殺ス者ハ勿論ノ限ニ非ス

○第百七十五條 凡穩婆人ノ囑託ヲ受ケテ嬰兒ヲ殺ス者ハ囑託スル者ト同罪

謀殺祖父母父母附例

第百七十六條 凡祖父母父母等ヲ謀殺スルニ已ニ行フ者ハ皆斬改テ皆終身懲役傷スル者ハ皆斬

殺死姦夫附例

第百七十七條 凡姦夫自ラ本夫ヲ殺ス者ハ姦婦情ヲ知ラスト雖モ絞改テ終身懲役

○第百七十八條 凡姦婦自ラ本夫ヲ殺ス者姦夫果シテ情ヲ知ラサレハ止タ姦罪ヲ科ス

○第百七十九條 凡姦婦過ヲ悔ヒ拒絕スル後姦夫姦好ノ続キ難キヲ憤リ本夫及ヒ祖父母父母ヲ殺死スル者拒絕ノ証明白ナレハ婦女ハ止タ姦罪ヲ科ス

○第百八十條 凡姦夫姦婦姦所ニ於テ本夫ニ撞見セラレ直ニ脱逃ス

ルニ本夫即時逐テ門外ニ至テ殺ス者ハ姦所ト同シ若シ姦所及ヒ即時ニアラスシテ姦夫ヲ殺傷スル者審料シテ姦情確實ナレハ關殺傷ニ二等ヲ減ス止タ姦婦ヲ殺傷スル者折傷以上ハ關殺傷ニ五等ヲ減ス姦夫ハ和姦本条ニ依ル若シ姦情曖昧確拠ナクシテ男婦ヲ殺傷スル者ハ各謀故關殺傷本条ニ依ル

殺一家三人附例

○第百八十一条 凡一家ノ死罪ニ非サル三人以上ヲ殺スト称スルハ雇人ト雖モ同居ニ係ル者皆足ナリ其父子兄弟等至親ニ係ル者ハ同居セスト雖モ亦並ニ一家人ヲ以テ論ス

毒藥殺人附例

付箋<sup>レ</sup>百<sup>レ</sup>八十二<sup>レ</sup>条 凡人ヲ殺スニ意ナシト雖モ毒藥ヲ用ヒテ故ラニ疾苦セシムル者ハ杖八十

關毆及故殺附例

第百八十三条 凡關毆人ヲ殺ス者ハ絞改テ終身懲役  
第百八十四条 凡亂毆人ヲ殺シ傷ノ先後輕重ヲ知ラサル者ハ原謀アレハ原謀者ヲ終身懲役ニ処ス若シ原謀共ニ毆サレハ初關者ヲ終身懲役ニ処シ原謀者ハ流三等余人ハ並ニ杖九十

第百八十五条 凡關毆人ヲ殺シ亂毆先後輕重ヲ知ラサル者若クハ原謀同夥共ニ毆テ各致命重傷ヲ為ス者一人実ニ罪ヲ畏レテ自尽シ及ヒ已ニ獄ニ在リ或ハ押解中途ニ在リテ病斃スル者アレハ乃チ終身懲役ニ擬ス可キ人ヲ有テ流三等ニ処ス

付箋<sup>レ</sup>百<sup>レ</sup>八十六<sup>レ</sup>条 凡同謀共ニ人ヲ毆チ傷皆致命ニシテ即時身死スレハ後ニ手ヲ下シ傷重キ者ヲ終身懲役ニ処ス若シ時日ヲ経テ自死

スルニ至ル者ハ何ノ傷死ニ致スノ因ヲ究明シテ罪ヲ定ム若シ原謀共ニ毆チ亦致命重傷ヲ為スニ係ラハ原謀者ヲ終身懲役ニ処ス  
○第百八十七条 凡人ト争論關毆シテ臨時殺意ヲ起シ人ヲ殺ス者ハ故殺ニ坐ス若シ争闘ノ後仍ホ余怒ヲ尋キ起逐シテ兇殺シ及ヒ争闘ニ因ルニ非スト雖モ臨時殺意ヲ起シテ殺ス者預謀ノ頭跡ナキハ並ニ故殺ヲ以テ論ス其傷シテ死セサル者ハ仍ホ關毆傷ニ依ル

屏去服食附例

第百八十八条 凡人ノ服用飲食ノ物ヲ屏去シ若シクハ物ヲ以テ人ノ耳鼻及ヒ孔竅中ニ置キ因テ死ニ至ル者ハ絞改テ終身懲役若シ謀故ノ情アル者ハ謀故殺律ニ依ル

過失殺傷人附例

○第百八十九条 凡過失殺傷取贖ハ官吏華士族平民ヲ分タス一体ニ本図ニ照シ追シテ其家ニ給ス

殺雇人附例

第百九十条 凡雇人死罪ヲ犯スニ家長官ニ告ケス(マ)殺ス者杖八十

第百九十一条 凡家長雇人ヲ毆チ死ニ至ル者ハ流一等改テ流三等

將屍圖賴附例

第百九十二条 凡家長雇人ヲ故殺シテ人ニ圖賴スルハ本罪ニ一等ヲ加フル者改テ故殺本条ニ依リ絞若シ雇人已ニ死スル家長ノ屍ヲ將テ人ニ圖賴スル者ハ杖一百

弓銃殺傷人附例

第百九十三条 凡故ナク弓箭銃砲ヲ放チ及ヒ劍刃ヲ挺ク者ハ人ヲ

傷セスト雖モ杖六十改テ管三十其期セズシテ人ヲ殺傷スル者ハ  
聞殺傷ニ一等ヲ減ス

○第百九十四條 凡城市宅舎ノ外無人ノ地ニ於テ故ナク弓銃ヲ放チ  
意外ニ人ヲ殺傷スル者ハ過失傷ヲ以テ論ス

第百九十五條 凡弓銃ヲ放チ及ヒ劍刃ヲ挺ク者華士族ハ破廉恥甚  
ヲ以テ論スル律ヲ改テ一体ニ閔刑ニ処ス

瘋癲殺人附例

第百九十六條 凡瘋癲人人ヲ殺シ埋葬金二十五圓ヲ追取スル者改  
テ過失殺取贖圓ニ照シ三十五圓ヲ追取シテ死者ノ家ニ給付ス其  
人ヲ傷スル者ハ並ニ過失傷取贖圓ニ照シ追取シテ傷者ニ給シ医  
藥ノ資ト為ス

第百九十七條 凡瘋癲人二命以上ヲ連殺スル者ハ絞改テ一命ト同  
ク終身鎖錮

第百九十八條 凡瘋癲人祖父母父母ヲ殺ス者ハ終身鎖錮

○第百九十九條 凡瘋癲人自殺ヲ致シ其看守人失察ニ出ル者ハ管二  
十若シ人ヲ傷スルニ至ラシムル者ハ管四十

○第二百條 凡瘋癲人人ヲ殺ス者孤獨貧困ニシテ親屬保管スル者ナ  
ケレハ鎖錮ヲ禁獄ニ換ヘ埋葬金ヲ追セス

謀同死附例

第二百一條 凡姦夫姦婦同ク謀リ墮胎スルニ姦婦身死スル者姦夫  
ハ流三等改テ徒三年姦夫情ヲ知ラサレハ止タ姦罪ヲ科ス

第二百二條 凡姦夫姦婦同死ヲ商謀シ人ニ阻赦セラレ傷シテ未ダ  
死セサル者ハ聞殺傷ニ一等ヲ減ス傷ニ至ラサル者ハ止タ姦罪ヲ

足柄裁判所旧蔵「新律條例」考

科ス

私和人命附例

付箋「落字アリ」  
第百三條 凡家長人ニ殺サレテ雇人私和スル者ハ杖一百モシ雇  
人ニ殺サレテ家長私和スル者ハ杖七十  
移地界内死屍附例

移地界内死屍附例

○第二百四條 凡墳塚ヲ発掘シテ棺槨ヲ見ハス者ハ徒一年巳ニ開テ  
屍ヲ見ハス者ハ徒三年屍ヲ殘毀スル者ハ流一等

○第二百五條 凡地界内ニ死屍アルヲ輒ク水中ニ棄ルト雖モ未タ屍  
ヲ失サル者ハ律ヲ照シテ一等ヲ減シ杖九十

○第二百六條 凡子孫ノ死屍ヲ棄ル者ハ杖七十

○第二百七條 凡変死ニ係ル屍骸ハ官ノ檢驗ヲ經サレハ私禮ニ埋葬  
スルコトヲ許サス違フ者ハ管四十

○第二百八條 凡人ヲ押解シ中途疾病死亡スルヲ輒ク棄去ル者ハ移  
地界内死屍律ニ一等ヲ加ヘ杖八十

○第二百九條 凡地界内ニ棄兒アリ及ヒ病ニ因テ昏倒スルヲ輒ク他  
所ニ移ス者ハ杖七十

同行知有謀害附例

○第二百十條 凡同行謀書アルコトヲ知テ阻当救護セスト雖モ巳ニ  
害セラル、後首告スル者ハ其罪ヲ免ス

新律條例 第三

新撰條例卷三

新律条例卷三

鬪毆律

鬪毆律附例

○第二百十條 凡鬪毆成傷ト称スル者ハ毆打シテ皮膚青赤腫ヲ成ス

以上ヲ謂フ刀ヲ持シ人ヲ傷スルモ其背柄ニテ毆チ刃ヲ用ヒサレ

ハ仍ホ植棒ト同ク論ス

○第二百十一條 凡鬪毆髮方寸以上ヲ抜ク者ハ笞四十若シ一時昏絶

セシムル者ハ杖八十

○第二百十二條 凡二人共ニ人ヲ毆チ各一目ヲ瞎シテ盲ニ至ラシム

ルニ先ニ毆ツ者ハ癡疾律ニ依リ徒三年後ニ毆ツ者ハ篤疾律ニ依

リ流三等仍ホ先後二人ニ平分シテ養贖金ヲ追給ス若シ原謀者ア

ラハ俱ニ毆ツト否トヲ問ハス後ニ毆ツ者ニ一等ヲ減シテ科断ス

○第二百十三條 凡懷孕ノ婦女ヲ毆テ墮胎セシムル者徒二年

○第二百十四條 凡鬪毆人ヲ殺スニ後ニ手ヲ下シテ理直ナル者ハ死

一等ヲ減シ仍ホ事情原諒スベキ者ハ又一等ヲ減シ徒三年

第二百十五條 凡鬪毆後ニ手ヲ下シテ理直ナル者ハ減等シテ罪ヲ

科スルノ外仍ホ養贖埋葬金兩ヲ追給スル律ヲ改テ止タ其罪ヲ科

シテ金兩ヲ追セス

○第二百十六條 凡鬪毆人ヲ傷スルニ鎌刀菜刀等ヲ用ヒ傷輕キ者ハ

杖七十其最輕キ者ハ酌量シテ減等ス

○第二百十七條 凡皇城門ニ擅入スル者ハ笞五十宮殿ニ擅入スル者

ハ杖一百

毆本屬長官附例

第二百十八條 凡長官ニ非ル本屬ノ判任官ヲ毆ツ者ハ杖七十傷ス

ル者ハ杖九十折傷以上ハ凡鬪傷ニ一等ヲ加ヘ加ヘテ終身懲役ニ

入ル

第二百十九條 凡本屬ノ長官ヲ毆テ折傷以上ハ勅奏判フ分チ絞ニ

処スル者改テ終身懲役其死ニ至ル者ハ絞ニ処スル者改テ終身懲

役其長官ニ非サル者亦同

第二百二十條 凡平民本屬ノ戸長ヲ毆ツ者ハ凡鬪毆ニ一等ヲ加ヘ

死ニ至ル者ハ終身懲役

毆受業師附例  
第二百一十一條 凡受業師ヲ毆テ死ニ至ル者ハ斬改テ終身懲役

毆家長附例

第二百二十二條 凡雇人家長ヲ毆テ篤疾及ヒ死ニ至ル者ハ絞斬改

テ俱ニ終身懲役

○第二百二十三條 凡雇人家長ノ教令ニ違犯シ督責シテ邂逅ニ死ニ

致ス者ハ笞五十改テ杖七十

毆夫附例

第二百二十四條 凡妻妾夫ヲ毆ツ者ハ癡篤疾ヲ分チ絞ニ入ル者改

テ俱ニ終身懲役妾ノ正妻ニ於ル亦同

毆傷妻妾附例

第二百二十五條 凡夫妻ヲ毆テ死ニ至ル者ハ絞改テ終身懲役故殺

スル者ハ絞若シ夫妻ノ父母ヲ毆テ篤疾及ヒ死ニ至リ絞斬ニ処ス

ル者亦改テ終身懲役故殺スル者ハ斬

毆三等親以下尊長附例

第二百二十六条 凡卑幼三等親ノ尊長ヲ毆テ篤疾及ヒ死ニ至リ絞斬ニ処スル者改テ俱ニ終身懲役故殺スル者ハ斬若シ尊長三等親以下ノ卑幼ヲ毆テ死ニ至ル者ハ絞又改テ終身懲役故殺スル者ハ絞

毆二等親尊長附例

第二百二十七条 凡二等親ノ尊長及ヒ外祖父母ヲ過失殺傷スル者ハ各本殺傷罪ニ二等ヲ減スル者改テ殺ス者ハ徒二年傷スル者ハ杖一百並ニ収贖スルコトヲ聽サス

第二百二十八条 凡弟妹兄姉ヲ毆テ篤疾及ヒ死ニ至リ絞斬ニ処スル者改テ俱ニ終身懲役若シ姪伯叔父姑ヲ毆テ及ヒ外孫外祖父母ヲ毆テ篤疾及ヒ死ニ至ルモ罪亦同

毆祖父母父母附例

第二百二十九条 凡子孫祖父母父母ヲ毆テ及ヒ妻妾夫ノ祖父母父母ヲ毆ツノ本律ヲ改テ毆ツ者ハ流三等傷スル者ハ終身懲役死ニ至ル者ハ皆斬故殺スル者ハ皆梟過失殺スル者ハ徒三年傷スル者ハ徒一年並ニ収贖スルコトヲ聽サス

第二百三十条 凡繼母前妻ノ子ヲ非理ニ毆打シテ折傷以上ニ至ル者ハ凡鬪傷ニ三等ヲ減シ死ニ至ル者ハ流二等

第二百三十一条 凡子孫教令ニ違犯スト雖モ祖父母父母非理ニ毆殺スル者ハ徒二年半

妻妾与夫親屬相毆附例

第二百三十二条 凡妻妾夫ノ二等親以下四等親以上ノ尊長ヲ毆テ

死ニ至ル者ハ各斬改テ各終身懲役故殺スル者ハ斬

父祖被毆附例

第二百三十三条 凡祖父母父母人ニ殺サレ子孫擅ニ行兇人ヲ殺スノ律ヲ磨シ若シ犯ス者アレハ臨時奏請シテ区処ス

第二百三十四条 凡子孫父祖ト同謀シ共ニ人ヲ毆テ若クハ父祖人ト忿争シ子孫ニ指令シテ毆打セシメ或ハ父祖人ト鬪毆シ其子孫勢ヲ助ケ共ニ毆ツ者ハ俱ニ常律ニ照シテ罪ヲ科ス救護違毆律ヲ

付箋「用ヒス  
(罵詈雑言) (白紙)

罵本屬長官附例

第二百三十五条 凡平民本屬ノ戸長ヲ罵ル者ハ凡人罵詈雑言ニ等ヲ加テ

罵祖父母父母附例

第二百三十六条 凡子孫祖父母父母ヲ罵リ及ヒ妻妾夫ノ祖父母父母ヲ罵ル者ハ流三等改テ並ニ徒三年

訴訟律

誣告附例

第二百三十七条 凡収贖々罪ニ該ル罪ヲ以テ人ヲ誣告スル者ハ則テ収贖々罪ニ反坐ス若シ自己ノ罪ヲ避シコトヲ規リ人ヲ誣指告訴スル者ハ原罪収贖々罪ニ該ルト雖モ反坐ノ罪贖フコトヲ聽サス婦女犯ス者アル亦此例ニ依ル

子名犯義附例

第二百三十八条 凡子孫祖父母父母ヲ誣告シ妻妾夫及ヒ夫ノ祖父母父母ヲ誣告スル者ハ絞改テ流三等

子孫違教附例

第二百三十九条 凡祖父母父母老疾シテ家ニ侍養ノ親ナキニ故サ  
ラニ棄去ル者ハ徒二年留養スルコトヲ聽サス

受賍律

官吏受財附例

第二百四十条 凡官吏枉法賍ヲ受ル者等内人ハ二百五十円以上等  
外人ハ三百円以上絞及ヒ枉法賍等内人ハ三百円以上絞改テ並  
ニ終身懲役

事後受財附例

第二百四十一条 凡官吏事後財ヲ受ル者ハ本条ニ依テ罪ヲ科スル  
外其錢ヲ出シ及ヒ過スル人ハ改テ坐賍ニ依テ論シ一等ヲ減シ並  
ニ罪杖七十二止ル

以財請求附例

付箋一(白紙)  
第二百四十二条 凡枉法ノ事ニ非スト雖モ財ヲ以テ官吏ノ受理ヲ  
請求スル者ハ与フル所ノ財ヲ計ヘ坐賍ニ依テ論シ一等ヲ減ス

受外国人餽送附例

第二百四十三条 凡外国人ノ餽送飲食土宜等交際ノ礼ニ係リ互ニ  
相贈ル者ハ官ニ告ケスト雖モ以テ枉法論ノ限ニ在ラス

詐偽律

詐為官文書附例

第二百四十四条 凡私ノ文書ヲ詐為スル者ハ情ヲ量リテ不応為ニ  
問ヒ輕重ヲ分ツ

對詔上書詐不以実附例

第二百四十五条 凡上ニ告ルニ詐テ実ヲ以テセサル者ハ徒一年事  
情輕キ者ハ杖八十

偽造官印附例

第二百四十六条 凡官ノ印ヲ偽造スル者ハ絞改テ終身懲役

偽造宝貨

付箋一(白紙)  
第二百四十七条 凡宝貨ヲ偽造シ已ニ行使スル者首ハ斬從及ヒ匠  
人若クハ情ヲ知テ買使スル者ハ流三等其雇ヒテ受ケ雜役ヲ為ス  
者ハ徒一年半未タ行使セサル者ハ各一等ヲ減ス

第二百四十八条 凡偽造未タ成ラサル首ハ徒三年從及ヒ匠人ハ徒  
一年半雜役ハ杖一百

第二百四十九条 凡過ヲ悔テ自首スル者已ニ行使スルハ二等ヲ減  
シ未タ行使セサルハ罪ヲ免ス

偽造宝貨附例

第二百五十条 凡金銀貨幣ノ辺縁ヲ剪錯シテ利ヲ取り行使スル者  
ハ徒三年

偽造宝貨附例

第二百五十一条 凡紙幣ヲ挑剝補鑿描改シ真ヲ以テ偽ニ作り行  
スル者ハ流一等

ケツリツクトロヒカキカヘ

第二百五十二条 凡偽貨タルヲ知テ買取シ未タ行使セサル者ハ已  
ニ買使者ニ一等ヲ減ス

第二百五十三条 凡偽貨タルヲ知テ雇ヒテ受ケ真貨ニ兌換スルノ  
接通ヲ為ス者ハ知情買使ヲ以テ論ス

第二百五十四条 凡宝貨ヲ偽造スル情ヲ知テ房屋ヲ給シ及ヒ寓藏  
スル者ハ已未行使ヲ分チ並ニ偽造從ヲ以テ論ス

寓藏

リヤウカヘ

寓藏

寓藏



○第二百五十五條 凡偽造ノ雜役其雇工錢ニ偽貨ヲ受ケ知テ行使スル者ハ知情行使律ニ依ル

○第二百五十六條 凡偽造已ニ成リ未タ行使セス自ラ悔悟シテ其夥伴ヲ脱スト雖モ首報セサル者ハ偽造已成未行使ヲ以テ論ス其<sup>ナカマ</sup>偽造未タ成ラサル者ハ杖一百

○第二百五十七條 凡人ノ宝貨ヲ偽造スルヲ知テ官司ニ申報セサル者ハ違令重ニ問フ

○第二百五十八條 凡宝貨ヲ領取シテ後ニ偽造ニ係ルコトヲ知り其損耗ヲ厭テ竟ニ行使スル者ハ不応為重ニ問

詐称官附例

○第二百五十九條 凡郷貫名氏ヲ詐称シテ逆旅ニ宿スル者ハ不応為輕ニ問フ

改正犯姦律

(欄外ニ朱筆ニテ「犯姦律檢テ」改正可也」ノ書キ入レアリ)

犯姦

第二百六十條 凡和姦夫アル者ハ各徒一年孀婦及ヒ処女ハ其姦ニ因リ事ニ害アル者各笞五十其他事ニ因テ発覚スル者ハ並ニ論スルコト勿レ

第二百六十一條 凡媒合及ヒ容止シテ通姦セシムル者犯人ノ罪ニ三等ヲ減ス

第二百六十二條 凡強姦スル者ハ流三等未タ成ラサル者ハ一等ヲ減ス因テ折傷スル者ハ終身懲役婦女ハ坐セス十二歳以下ノ幼女ヲ姦スル者ハ和ト雖モ強ト同ク論ス

親族相姦

足柄裁判所旧蔵「新律條例」考

第二百六十三條 凡父祖ノ妾伯叔姑姉妹及ヒ子孫ノ婦ヲ姦スル者ハ各徒三年強姦スル者ハ終身懲役

第二百六十四條 凡母ノ姉妹及ヒ兄弟ノ妻姪ノ妻ヲ姦スル者ハ徒二年妾ヲ姦スル者ハ各一等ヲ減ス強姦スル者ハ並ニ終身懲役

第二百六十五條 凡兄弟姉妹ノ女及ヒ前夫ノ女同母異父姉妹ヲ姦スル者ハ各徒一年強姦スル者ハ終身懲役

姦家長妻女

第二百六十六條 凡雇人家長ノ妻ヲ姦スル者ハ各徒二年妾ハ一等ヲ減ス強姦スル者ハ並ニ終身懲役

第二百六十七條 凡家長ノ女姉妹及ヒ姑若クハ兄弟ノ妻ヲ姦スル者ハ各凡姦罪ニ一等ヲ加ヘ強姦スル者ハ並ニ終身懲役

姦部民妻女

第二百六十八條 凡官吏所部内ノ妻女ヲ姦スル者ハ凡姦罪ニ一等ヲ加フ婦女ハ凡姦ヲ以テ論ス

居喪及僧尼犯姦

第二百六十九條 凡父母舅姑及ヒ夫ノ喪ニ居テ姦ヲ犯ス者ハ凡姦罪ニ一等ヲ加フ相姦スルノ人ハ凡姦ヲ以テ論ス

第二百七十條 凡僧尼ノ姦ヲ犯スハ凡姦罪ヲ以テ論ス

犯姦附例

第二百七十一條 凡人ノ妾ヲ姦スル者ハ妻ヲ姦スル罪ニ一等ヲ減シ各杖一百

第二百七十二條 凡和姦ノ後姦情敗露ニ因テ姦婦悔迫自尽スル者ハ姦夫情ヲ知ラスト雖モ姦罪ニ一等ヲ加フ

○第二百七十三条 凡私娼ヲ術売スル(露カ)寓主ハ答二十婦女及ヒ媒合

容止スル者ハ一等ヲ減ス若シ父母ノ指令ヲ受ル者ハ罪ヲ其父母

ニ坐シ婦女ハ坐セス

雜犯律

賭博附例

○第二百七十四条 凡賭博三犯ハ徒一年四犯以上亦同シ

○第二百七十五条 凡賭場現在ノ財物ハ官ニ入ルト雖モ其田宅等不

動産ニ係ル者ハ原主ニ還付シ官ニ入ルノ限ニ在ラス

○第二百七十六条 凡博戯ニ用フル骰子骨牌ヲ売ル者ハ違式重ヲ以

テ論シ答三十再犯以上ハ一等ヲ累加シ(サイカ)罪杖一百ニ止ル其貸ス者

ハ売ル者ニ一等ヲ減ス

○第二百七十七条 凡賭博ノ列ニ与ラスト雖モ母錢ヲ貸シ息ヲ收ル

者ハ犯人ト同罪

失火附例

○第二百七十八条 凡失火シテ未タ燒燬ニ至ラサル者ハ本罪ニ一等

ヲ減ス

○第二百七十九条 凡失火シテ揭擄場(マ)ヲ延焼スル者ハ公廨倉庫ヲ以

テ論ス

○第二百八十条 凡僦居人失火シテ其家ヲ燒ク者ハ自己宅舍ヲ燒ク

ニ一等ヲ加フ

○第二百八十一条 凡失火シテ人ノ山林柴草及ヒ空閒房屋若クハ田

場積聚ノ物ヲ延焼スル者ハ官私ヲ分タス人ノ宅舍ニ延焼スルニ

一等ヲ減シ答三十

○第二百八十二条 凡盜犯火ヲ用ヒテ門戸障壁ヲ燃焼シ或ハ燭炬ヲ

弄シ期セスシテ失火ヲ致ス者ハ流三等若シ盜罪重キ者ハ重キニ

從テ論ス

放火附例

○第二百八十三条 凡放火シテ人ノ空閒房屋及ヒ田場積聚ノ物ヲ燒

ク者ハ流三等燒燬ニ至ラサル者ハ徒三年

○第二百八十四条 凡放火シテ故ラニ自己ノ房屋燒ク者ハ杖九十未

タ燒燬ニ至ラサル者ハ一等ヲ減ス若シ期セスシテ公廨倉庫及ヒ

民舍ヲ延焼スル者ハ徒二年半因テ財ヲ盜ム者ハ終身懲役

○第二百八十五条 凡人ノ空閒房屋ニ放火シ期セスシテ人ノ宅舍ニ

延焼スル者ハ流三等

○第二百八十六条 凡放火シテ人ノ宅舍ヲ燒キ未タ燒燬ニ至ラサル

者律ヲ照シ流三等ニ処スル外若シ雇人等家長ノ督責嚴苛ニ迫リ

一時脱身ヲ図リ終ニ火ヲ放チ燒燬ニ至ラサル者ハ情ヲ量テ一等

ヲ減シ徒三年

得遺失物附例

○第二百八十七条 凡水中沈没ノ物ハ遺失物ヲ以テ論ス

○第二百八十八条 凡官吏邏卒等遺失ノ物ヲ得ルハ所部内外ヲ問ハ

ス主アルハ全ク其主ニ還ス如シ三十日内ニ其主ナケレハ得ル者

ニ給ス

○第二百八十九条 凡人ノ邸宅内ニ於テ遺失物ヲ竊取スル者ハ竊盜

ニ准シテ論ス

違令附例

○第二百九十條 凡制ニ違フ者ハ杖一百輕キ者ハ一等ヲ減ス違令ノ  
外犯情重キ者此例ニ照シテ科斷ス

○第二百九十一條 凡式ニ違フ者ハ笞二十輕キ者ハ一等ヲ減ス其所  
犯極テ輕ク笞ニ及サル者ハ事情ヲ酌量シテ拘留呵責ニ処シ以テ  
權衡ヲ別ツ

拘留一日 贖罪十錢

二日 二十錢

凡拘留ハ限ヲ照シ官庁ノ一室内ニ封緘シ或ハ例ヲ照シテ贖罪ス  
ルコトヲ聽ス

呵責

凡呵責ハ句喚叱責シテ即チ放免ス

○第二百九十二條 凡偽造物ヲ以テ正真物トシテ売ル者ハ笞二十其  
得ル<sup>(マ)</sup>処ノ花利ヲ賍ニ計ヘ窃盜ニ準シ重ニ從テ論ス

不応為附例

○第二百九十三條 凡二人以上同ク不応為ヲ犯シ首タル笞三十二該

レハ從タル笞二十首タル杖七十二該レハ從タル杖六十二科ス若  
シ所犯輕重ノ分アレハ自ラ笞杖ニ分據シ首從ヲ以テ論セス

○第二百九十四條 凡佞像ヲ棄毀スル者ハ不応為重ニ科ス

○第二百九十五條 凡詭怪異說ヲ流言シ及ヒ著述シテ政体ヲ妨害ス  
ル者ハ不応為重ニ科ス

○第二百九十六條 凡私怨ヲ報セント凶リ匿名ノ文<sup>(圖)</sup>呈ヲ布散粘貼ス  
ル者ハ情ヲ量テ不応為ニ問ヒ輕重ヲ分ツ

捕亡律

足柄裁判所旧藏「新律条例」考

追捕罪人附例

○第二百九十七條 凡捕吏差違ヲ承ケ罪人ノ所在ニ至リ搜索尽サス  
潛匿ヲ寬ラサル者ハ笞三十

○第二百九十八條 凡捕吏正犯ノ財ヲ受ケ故從<sup>(マ)</sup>スル同罪者ハ終身懲  
役ニ処スル外財ヲ受スシテ故從<sup>(マ)</sup>シ及ヒ通信逃避セシムル者ハ尋  
常同罪者ヲ以テ論シ罪流三等ニ止ル

獄囚脱檻及反獄逃走附例

○第二百九十九條 凡反獄シテ逃走スル者ハ皆斬改テ首ハ斬從ハ終  
身懲役

○第三百條 凡脱檻及ヒ越獄シテ逃走スル者ハ律ニ依リ加等罪ヲ科  
スル外捕獲後即時ニ獄庭ニ於テ梃鎖三日若シ脱越ヲ謀リ未タ成

ラスシテ發覺スル者ハ獄則ニ從テ処分ス

○第三百一條 凡夥党糾合シテ越獄スルニ從ハス実ニ擲テ首報シ因  
テ罪囚即時ニ捕獲シ脱逃ヲ致サ、ルヲ得ル者及ヒ反獄ノ情ヲ知  
テ首報スル者斬絞以下各本罪一等ヲ減ス

○第三百二條 凡脱檻及ヒ越獄シテ逃走スル者再逃以上ハ終身懲役  
ニ止ム一タヒ徒場ヲ逃走シ又監獄ヲ脱越スル者モ罪同

○第三百三條 凡反獄シテ同牢ノ囚人情ヲ知テ隱忍首セサル者ハ即  
時獄庭ニ於テ梃鎖一日其首セント欲シテ勢ヒ能ハサル者ハ坐セ  
ス若シ越獄脱監ノ情ヲ知テ首セサル者ハ獄庭ニ於テ梃鎖半日

○第三百四條 凡犯人責付内逃走スル者ハ本罪ニ一等ヲ加フ若シ  
禁獄或ハ責付内逃走シテ自首スル者ハ止タ本罪ヲ科シテ逃走ニ

免ス

○第三百五条 凡罪囚獄ニ在リ恒ニ謹慎ニシテ能ク其則ヲ守ル者獄則ニ照シ有賞ヲ加ルノ外拔群ノ事効アル者ハ官吏査檢明白ニシテ本罪一等ヲ減ス其本罪人命抵償ニ擬スヘキ者ハ比例ヲ用ヒス  
徒流人逃附例

第三百六条 凡徒流人再ヒ逃走スル者絞改テ終身懲役

○第三百七条 凡徒流人逃ルヲ首報シ因テ逃走ヲ致スヲ得サラムル者ハ本罪一等ヲ減ス

○第三百八条 凡徒流人逃ント凶リ未タ役場ヲ脱セスシテ縛ニ就ク者ハ棒鎖二日新ニ拘役スルノ限ニ在ラス

○第三百九条 凡徒囚逃走スル者杖七十改テ棒鎖二日仍ホ配所ニ発シ役過ノ月日ヲ通算セス原犯徒限ニ照シ新ニ拘役スト雖トモ逃走外ニ在テ又徒ヲ犯スニ係ラハ並ニ原犯徒限ニ後犯年限ヲ合セ之ヲ役ス亦四年ニ過ルコトヲ得ス答杖ヲ犯ス者ハ懲役例ヲ照シ日數ニ折シ亦原役ニ合セ之ヲ役ス其流ヲ犯ス者ハ原犯徒限ニ拘ラス新タニ後犯准流罪ニ全科ス

○第三百十条 凡准流中逃走スル者亦改テ棒鎖二日仍ホ配処ニ発シ役過ノ月日ヲ通算セス原犯年限ニ照シテ新ニ拘役ス若シ外ニ在テ重テ流ヲ犯ス者ハ三流並ニ拘役四年ヲ加フ徒ヲ犯ス者ハ徒ノ年數ヲ折半シテ加役ス答杖ヲ犯ス者ハ懲役例ヲ照シ日數ニ折シテ亦加役ス

主守不覺失囚附例

○第三百十一条 凡獄卒怠惰ニシテ看守ニ失シ因テ未決ノ囚人自尽ニ至ラシムル者ハ答五十失察ニ因ラサル者ハ此限ニ在ラス

○第三百十二条 凡主守囚ノ逃走ヲ覺ラサル者ハ捕限三十日ヲ給シ追捕セシム限内捕得スレハ本条ニ依テ一等ヲ減ス其故縱スル者ハ捕限ヲ給セス獄丁以下ハ獄則ニ從テ処分ス

○第三百十三条 凡保管人囚之逃走ヲ覺ラサル者ハ主守不覺失囚律ニ二等ヲ減シ答二十

藏匿罪人附例

○第三百十四条 凡官司人ヲ差ハン追喚スル罪人タルヲ知テ為メニ藏匿指引シテ隱避セシムル者ハ各罪人ノ罪ニ一等ヲ減スル者改テ二等ヲ減ス若シ罪人未タ官司ノ追喚ニ係ラス若クハ已ニ追喚スル者ト雖トモ未タ不知シテ藏匿隱避セシムル者ハ俱ニ情ヲ量テ不応為ニ問ヒ輕重ヲ分ツ

斷獄律

与囚金刃附例

○第三百十五条 凡常人囚ニ金刃ヲ与フル者ハ獄卒ノ罪ニ一等ヲ減ス

○第三百十六条 凡獄卒金錢其他忌禁ノ物ヲ伝通シテ囚ニ与フル者ハ連令重ニ処ス財ヲ受クル者ハ枉法ヲ以テ重ニ從テ論ス

出入人罪附例

○第三百十七条 凡官司屍傷ヲ檢驗シテ実ナラサル者ハ答四十因テ罪ニ増減アル者ハ失出入人罪ヲ以テ論ス若シ故サラニ実ヲ以テセサル者ハ杖七十因テ罪ニ増減アル者ハ故出入人罪ヲ以テ論ス財ヲ受クル者ハ贓ニ計ヘ枉法ヲ以テ重ニ從テ論ス

第三百十八条 凡人ヲ罪ニ失出入シテ未タ決放セサル者ハ本罪ニ

一等ヲ減スル律ヲ改メ其貼断スルヲ得ル者ハ出入ノ罪ヲ論セス  
死囚奏請待報附例

○第三百十九條 凡獄已ニ成リ罪死ニ該ル者奏請未タ報ヲ得スシテ  
死亡スルニ親族請フ者アレハ下付ス

断罪不当附例

付録、  
第三百二十條 凡失出ノ罪人己ニ決配ヲ經テ再ヒ改正処決スヘキ  
者ハ事情ヲ酌量シ率子本罪一等ヲ減スルコトヲ行ス(職カ)

○第三百二十一條 凡罪ヲ断スルハ口供結案ニ依ル若シ甘結セシシ  
テ死亡スル者ハ証佐アリト雖トモ其罪ヲ論セス

(欄外ニ朱筆ニテ「号外此案實際ニ用ヒテ宜シ」ノ書キ入レアリ)

(犯姦附例)

○一 凡甘誘シテ鶏奸スル者ハ杖九十華士族ハ破廉恥甚ヲ以テ論ス  
奸セラル、幼童十五歳以下ノ者ハ坐セス十六歳以上ハ各同罪

○一 強姦スル者ハ流三等未タ成ラサル者ハ一等ヲ減ス十二歳以下  
ノ者ハ甘誘スルト雖モ強ト同ク論ス

犯罪自首附例

○一 凡華士族杖罪以下ノ破廉恥甚ヲ犯シ人ノ陳告セント欲スルヲ  
知テ自首スル者本条自首ヲ聽ス可キ者ハ罪減等セシテ閏刑ニ  
処シ破廉恥甚ヲ以テ論セス

放火附例

○一 凡公廩倉庫宅舍等破壊シテ人ノ居止スルコト能ハス及ヒ器物  
ヲ藏蓄スルニ堪ヘス或ハ田野間ニ在テ柴草等ヲ貯積セサル者ハ

皆空閒房屋ヲ以テ論ス

○一 凡厩園亭榭工房等居止藏蓄スルニ堪ユル者ハ皆宅舍ヲ以テ論  
ス(マヤ)

○一 凡放火シテ空閒房屋ヲ燒キ宅舍ニ延燒スル者若シ宅舍隔絶ノ  
地ニ係レハ其延燒ヲ致スニ意アルト否ルトヲ審料シテ死流二分  
テ区処ス

(徒流人逃附例)

○一 凡笞杖ノ罪因懲役内ニ在テ逃走スル者ハ逃走加役法ニ処シ仍  
ホ原犯ノ日數ニ照シテ新ニ拘役ス再逃ル者亦加役法ニ処シ更ニ  
徒一年ニ入レ又逃走スルハ流徒人逃律ニ依ル(欄外ニ朱筆ニテ「改  
レテ」)

(閏刑附例)

○一 凡華士族年七十以上十五岁以下ノ者流以下ノ罪ヲ犯シ破廉恥甚  
ニ係ルト雖モ並ニ收贖ヲ聽ルス

(窃盜附例)

○一 凡窃盜財ヲ得ス及ヒ赦ニ遇テ罪減免ヲ經ル者ハ並ニ犯數ニ加  
ヘス

徒流人逃附例

○一 凡徒流人逃走シテ自首スル者ハ逃走罪ヲ免シ仍ホ原犯ノ日數  
ニ照シテ新ニ拘役ス若シ外ニ在テ又罪ヲ犯シ自首スル者ハ自首  
法ニ照シ首免ヲ与フト雖モ其逃走罪及ヒ徒新拘役ハ仍ホ本法ヲ  
尺ス

(昭和四十七年十一月三日稿)